

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成21年11月11日

摂津市議会

# 目 次

建設常任委員会

11月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第6号の審査 .....	2
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（藤浦委員、原田委員、木村委員、野原委員）	
認定第2号の審査 .....	38
補足説明（水道部長）	
質疑（藤浦委員、野原委員）	
採決 .....	58
閉会の宣告 .....	58

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成21年11月11日(水) 午前10時 開会  
午後3時56分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 野原 修 委員 藤浦雅彦  
委員 木村勝彦 委員 原田 平

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
都市整備部長 中谷久夫  
土木下水道部長 宮川茂行 同部次長 藤井義己 下水道業務課長 石川裕司  
下水道管理課長 山口 繁 同課参事 渡場修一 同課参事 川上昭人  
下水道整備課長 西村克己  
水道部長 中岡健二 同部次長兼総務課長 乾 富治  
同部参事兼営業課長 東角泰典 総務課参事 東田眞介 工務課長 原 正己  
浄水課長 林 昇

### 1. 出席した議会事務局職員

同局局次長 藤井智哉 同局書記 杉本 徹

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第6号平成20年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第2号平成20年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は木村委員を指名します。

認定第6号の審査を行います。

補足説明、宮川部長お願いいたします。

○宮川土木下水道部長 おはようございます。

それでは、認定第6号、平成20年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、を追って、主なものについて、補足説明をさせていただきます。

特別会計決算書の104ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書にしたがひまして、まず、歳入から説明させていただきます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、吹田市及び茨木市の下水が、本市の公共下水道管に流入していることから、当該公共下水道管の建設費に係る、起債の償還にあわせ、両市より負担金を収入しているもので、収入済額は前年度に比べ、3.9%の減となっております。

これは、一部の起債について、償還が完了したことによるものでございます。

目2、受益者負担金は、公共下水道の供用開始面積に応じて、徴収する負担金で、収入済額は、前年度と比べ、124.4%の増となっております。

これは、受益地面積の増加によるものでございます。

なお、不納欠損額は、170万3,020円で、これは時効等により債権が消滅したものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、下水道使用

料及び、下水道敷地占用料で、収入済額は前年度に比べ、3.2%の減となっております。

これは、景気の低迷や、節水に伴う需要水量の減少によるものでございます。

なお、不納欠損額は460万3,358円で、これは、時効等により債権が消滅したものでございます。

項2、手数料、目1、下水道手数料は、指定工事店登録手数料、責任技術者登録手数料及び境界明示手数料で、収入済額は前年度に比べ、23.6%の減となっております。

これは、登録申請件数が減少したことによるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、公共下水道事業補助金で、収入済額は前年度に比べ、10.9%の増となっております。

これは、補助対象事業が増加したことによるものでございます。

款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、収入済額が前年度に比べ、2.1%の減となっております。

これは、歳入で資本費平準化債が増加したことによるものでございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、収入済額が前年度に比べ、43%の減となっております。

これは、貸付件数が減少したことによるものでございます。

106ページをお開き願います。

項2、目1、雑入は、収入済額が前年度に比べ、ほぼ全額の増となっております。

これは、平成20年3月31日付をもって解散した、安威川、淀川右岸流域下水道組合の負担金精算返還金によるもので

ございます。

項3、延滞金、加算金及び過料、目3、延滞金は、収入済額が前年度に比べ、全額の増となっております。

これは、下水道使用料滞納分徴収において発生したものでございます。

款6、項1、市債、目1、下水道債は、収入済額が前年度に比べ、1.4%の減となっております。

これは、公共下水道事業債が減少した一方で、流域下水道事業債、資本費平準化債、公営企業が増加したことによるものでございます。

なお、借入先については、公共下水道事業債及び、流域下水道事業債は、財務省、公営企業金融公庫、資本費平準化債及び、公営企業は、銀行となっております。

款7、項1、目1、繰越金は、繰越明許費に係る財源を前年度から繰り越したものでございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

ひきつづきまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、決算概要の215ページから、219ページに記載しておりますので、ご参照願います。

決算書の108ページをお開き願います。

款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費は、執行率98.3%、その支出済額が前年度に比べ微増となっております。

主な内容といたしましては、節2、給料から、節4、共済費までは職員、10名の人件費でございます。

節13、委託料は、パソコン保守委託料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会及び、日本下水道事業団

等に対する負担金でございます。

節27、公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

110ページをお開き願います。

項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は、執行率98.4%、支出済額につきましては、前年度に比べ3.3%の増となっております。

主な内容といたしまして、節8、報償費は、受益者負担金の納付に係る、前納報奨金でございます。

節11、需用費は、下水道施設の維持管理に係る、光熱水費と修繕料等でございます。

節12、役務費は、ポンプ場の維持管理に係る通信運搬費と、下水道施設及び、公用車の保険料でございます。

節13、委託料は、下水道使用料徴収事務委託料及び、下水道施設の維持管理に係る委託料等でございます。

なお、委託内容の詳細につきましては、事務報告書、253ページと、260ページから263ページをご参照願います。

決算書、112ページをお開き願います。

節16、原材料費は、マンホール蓋等の材料費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、安威川、淀川右岸流域下水道の維持管理に係ります負担金と、水洗便所改造費用に対する助成金等でございます。

節21、貸付金は、水洗便所改造費用に対する貸付金でございます。

目2、下水道整備費は、執行率83.7%、その支出済額につきましては、前年度に比べ、4.4%の減となっております。

主な内容といたしましては、節2、給料から、節4、共済費までは職員7名の人件費でございます。

114ページをお開き願います。

節8、報償費は、摂津市公共事業再評価委員に対する報償金でございます。

節11、需用費は、公共下水道整備の事業執行に係ります設計図書の、印刷製本費等でございます。

節13、委託料は、工事設計ほか委託料、工事積算システム委託料及び、家屋調査委託料でございます。

なお、委託内容につきましては、事務報告書、271ページをご参照願います。

節15、工事請負費は、26件の公共下水道工事の請負費でありまして、約2キロメートルの管渠を布設いたしております。

なお、工事内容につきましては、事務報告書、272ページから276ページをご参照願います。

節19、負担金、補助及び交付金は、流域下水道施設の建設に係るでございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う水道管などの移設費でございます。

款2、項1、公債費、目1、元金は、その支出済額が、前年度と比べ、2%の増となっております。

その内容といたしまして、節23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業及び、資本費平準化債の元金償還金でございます。

目2、利子は、支出済額が前年度と比べ6.9%の減となっております。

その内容といたしまして、節23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業及び、資本費平準化債の利子償還金でございます。

款3、項1、目1、予備費は執行して

おりません。

款4、項1、目1、は、支出済額が前年度と比べ、49.4%の減となっております。

その内容といたしまして、節22、補償、補填及び賠償金は、前年度の歳入不足額をで補填したものでございます。

なお、117ページに実質収支に関する内容を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成20年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます

○山本靖一委員長 説明は終わりました。質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず、全体的な部分ですが、20年度この下水道会計、赤字の解消が順調に進んでいるということでございます。その分析についてお願いしたいと思います。

まず、不足分が平成20年度では3,820万円というふうに圧縮をされてまいりました。単年度では、約8,438万円の黒字というふうになってますけども、計画できてたときよりも黒字幅が大きくなっていると思うんですけどね。情勢的に言いますと、人口がどんどん減少しているというふうな状態にありますし、それから、経済不況で去年の秋からそろそろ影響が出始めているような時期でもあったと思いますけども、その辺を総括的にその原因、総括について、まず、ご答弁お願いしたいと思います。

それから、2番目でございますが、公営企業経営健全化計画についてでございます。これは、平成21年までの計画としてつくられていますけども、この中で適正な料金の設定、それから、職員数の見直しによる人件費の削減、それから、

建設費の抑制、それから、基準外繰入金を削減すると、そういうような項目が上げられていますけども、平成20年度でこの計画に即して、これらの項目どうなったのか、どうであったかのということを検証をお願いしたいと思います。

それから、3番目、資本費平準化債の発行と市債残高、市債現在高と毎年の償還額の変化についてでございます。経営安定化計画に基づきまして、平成16年度から地方の平準化債を発行されておりますけども、平成16年度の方が3年据え置き、10年償還ということになっていますから、平成20年度では既に償還が始まっているのかなと思っておりますけども、これがどの程度の影響になって出てきているのか。この第1回目の資本費平準化債ね。それを1回目お願いします。

それと4番目でございますが、受益者負担金と不納欠損についてでございます。これは決算書の104ページ、款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目2、受益者負担金についてでございますが、当初予算は2,560万円でしたけども、1,724万円の増額補正を1回行われておりまして、決算額では、さらにそれを上回って約170万円増額というふうになっています。

先ほど、ご説明で単にその面積がふえましたということで、予測してたよりも、面積が随分ふえたということになるんですが、その予測は何だったのか、なぜ、そんなにふえることになったのかですね。具体的に説明ができれば、お願いしたいと思います。

それから、事務報告書の中で、毎月のこの申請件数、金額が載っていますけども、これ、一般会計のときも質問したんですけど、答えがなかったと思うんです

けども、9月と10月がずば抜けてこの件数が多い、金額も多いんですが、これはどういうことになっていたのかということをご説明あわせてお願いします。

それから、不納欠損額が約170万円となっています。これは時効によるということですけども、以前から受益者負担金の不納欠損についても、いろいろ問題視をされていましてね、いろいろシステムの問題のところもありましたけども、この不納欠損額、もう少し、どういふことで時効になったのか、わかれば、内容を教えてください。

それから、5番目、下水道使用料徴収事務委託料でございますが、決算書の111ページ、款1、下水道費、項2、下水道事業費、目1、下水道管理費の中で、この下水道使用料徴収事務委託料というのが4,165万9,357円となっています。これは水道の方で検針をしていたいただいているその分について、対価を支払っているということになるんでしょうけども、19年度と比べてもこの件数は変わっているにもかかわらず、金額は同じなんですけども、その根拠、この金額決められている根拠をご説明ください。

それから、6番目でございます。

せせらぎ水路等清掃委託料でございます。決算書112ページ、せせらぎ水路等清掃委託料について、平成19年度ではこの委託料313万9,500円に對しまして、平成20年度では207万9,000円と減額をされています。このランドの水路の水との戦いというんですかね、この藻が発生して、それとの戦いというのは、非常に苦勞されているということで、今まで承知をしているところでございまして、随分いろいろとご努力をされているということもよくわかっているんですけども、これは以前に「蘇る

水百選」というのに選ばれているからには、これも現状を守っていくということではね、仕方がないということだと思わすけど、これまでの努力とこの減額について、その関係についてご説明をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 まず、1点目の20年度の赤字解消の分析ということでございますけども、20年度につきましては、累積赤字額が3,400万円と単年度で8,400万円の黒字を確保したことにより、赤字削減が図られております。

その内容を見ますと、主な収入である使用料収入につきましては、これは前年度を下回っております。これは、不況による大口事業者の使用料の減少であるとか、節水の意識が定着していることにより、減少しているという要因のほかに、前年度からの滞納繰越分が19年度はちょっと多かったんですけども、20年度は前年度からの滞納繰越分も減少していると、こういったことから、前年度を下回るような内容となっております。

そういった中で、赤字削減が図られているということでございますけども、一つは資本費平準化債、この額が19年度に比べてふえているといったこと、これが大きな要因かと思わす。

その他、一般会計からの繰入金、赤字補てん額も、赤字を減らすために補てんもしていただいていると、こういったことから、単年度黒字が確保できているものでございます。

次に、2点目の健全化計画との比較ですが、適正な使用料、人件費、建設費の抑制、基準外繰入金と削減ということを健全化計画の骨子にしております。使用料につきましては、13年度以降、3年

ごとに見直しをさせていただきまして、本来、適正という意味では処理原価に見合った使用料単価とすべきと思わすけども、いきなり、そこにはなかなか持っていけないということで、市民等への影響を考えた中で、今現在、妥当な水準にあるのではないかと考えております。

人件費につきましては、人件費、職員数の削減につきましては、今現在、17名ということで、健全化計画を上回るような効果といわすか、努力をしているところでございます。

建設費につきましては、工事請負費で大体、3億円ぐらいということで、今日まで同じような水準を維持しております。

基準外繰入金につきましては、料金の改定等により減らす努力は続けております。

次に、資本費平準化債の16年度分の元金償還が始まっておりますが、おっしゃるように、資本費平準化債については10年ということで、3年の元金の据え置きはありますけども、3年経過後は、元金の償還が始まるということで、大体、年間で6%程度を返しており、7年で返しますから、7年間で42%。残りの元金については、10年目に一括償還ということになります。平成16年に発行したものは、平成26年度に償還完了することになります。その10年目には元金償還額が膨れますので、公債費としてふえますけども、この分については、改めて借りかえを行うというような方法を今、考えておるところでございます。

受益者負担金につきましては、当初の見込みと乖離があるということでございまして、これは、大口の事業所が供用開始になったということで、賦課面積が増加したというものでございまして。受益者負担金は3年間6回分割ということで、そ

の時点では分割納付を選択されるのか、一括納付になるのかということがわかりません。結果的に、全期前納をされたと言うことで、金額がふえているということでございます。

それから、受益者負担金の申請件数が9月、10月に集中しているということでございますけれども、これにつきましては前期の納期限というのが9月末ということになっております。全期前納の場合の納期限が9月末、分割納付の場合が9月、2月ということになっておりますので、どうしても、その時期に集中をするということが原因でございます。

不納欠損の原因、時効になった原因ということでございますけれども、受益者負担金につきましては、居所不明ですとか、破産、会社倒産等により納付が困難になった、こういったものが原因としてございます。

それから、使用料徴収事務委託料の件でございますけれども、これは水道部の方に徴収事務を委託しております。その徴収に係る経費に対して、調定件数で按分をしており、さらに今現在、50%、その2分の1をお支払いしているということで、この件については、以前も下水の経営状況に配慮してもらって、もう少し下げてもらわなければならないかというようなことで、以前、水道部と協議をした経緯がございます。

徴収委託料につきましては、19年度と比べまして、そういうことを配慮していただいて、70万円程度、減少しております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 ガランド水路のせせらぎ水路のこれまでの努力等についてでございますが、本水路は平成11年度よりオープンいたしまして、維持管理

をいたしております。今回の19年度と20年度の総費用の決算で比較いたしますと、約200万円減額をいたしております。主な減額の内容でございますが、せせらぎ水路の委託料で約106万円、修繕料で88万円の減額をいたしております。

また、常に話題に上がっておりますせせらぎ水路の清掃委託でございますが、以前は土木業者の方で、17年度は清掃委託をしておりました。かなり費用はいつてたところでございますが、18年度からはしゅんせつ業者、餅屋は餅屋ということで安くなるんじゃないかということで、しゅんせつ業者でさせていただいております。

それによりまして、平成19年度は13回の清掃をさせていただいております。平成20年度は9回の清掃をさせていただいております。ただ、たまたま同じしゅんせつ業者でございますが、13回と9回と、なぜ4回ぐらい減ったのかということを私なりですね、調べましたら、日照時間がかかなり違ひまして、平成19年度は2,125時間ございました。平成20年度は2,030時間で95時間少なくなっておりますので、その日照関係の関係で4回ほど減ったのかなと。それと、20年度は夏、一度、職員で一回清掃してみようということで、職員でやったのもありまして、減っておるような次第でございます。

それと平成21年度から前回の委員会でもお話させていただいておりますが、水路内に砂及び砂利等を敷いております、シルバー人材センターの方でも掃除できるということで、シルバー人材センターに清掃委託をいたしまして、費用の削減に努めておるところでございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それじゃ、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の赤字解消についての分析を言っていただきましたけども、資本費平準化債をね、ふやされたというのは、一つ大きな原因であったということでございますが、それから、滞納繰越分について減りましたということですけども、先ほどの受益者負担金の不納欠損とあわせてですけども、この滞納分とかですね、事務報告書にわかるように記載していただいたらありがたいんですけども、納税課なんかは全部、滞納分とか、書いていただいていますので、全体がよくわかってくるんですけど。

それから、不納欠損もそうですけども、不納欠損も以前は一覧表いただいたことがあったんですけどね。そういうことでわかるようにしていただきたいなということを要望しておきたいと思います。事務事業報告書にね。

それで、先ほども不況ということが大きな問題になりますし、21年度はこの20年度のようにはいかないんだろうなと思うんですけどね。思ってるほど黒字にできるとおっしゃってますけど、本当にそれができるか、クエスチョンだなと、私は思っているんですけどね。20年度から離れますけど、21年度にかけてこれ、この不況問題の影響をどのように受けてね、この赤字解消という部分について、どういうふうに作用していくというふうに見られているのか、この際、見通しを教えてくださいたいと、見解をご答弁いただきたいと思います。

それから、2番目でございますが、公営企業経営健全化計画でございますが、頑張っていらっしゃる部分もしっかり計画ではやってらっしゃると。特に、職員数などについては、18名のところ17

名ということで頑張っておられるというようなことをご答弁ありましたし、それから、適正な料金についてもね、いろいろ下水道処理単価とね、現実と合っていないと。平準化債の部分も考慮すると下がっているということになります。この平準化債もいつまでもというわけにはいきませんしね、これは対策、しっかりこれから考えていかないといけないというふうになると思うんですけども。

21年でこれ終わるんですよ、この計画は一応。それで先ほどの赤字が解消されるか、されないかという問題がありますが、赤字が解消されなかったら、これまた、どないかしていくという形になるんでしょうけども、この将来、この計画ですね、経営健全化計画のこれ、21年でぴしっと終わってしまって、それで終わってしまうのか、それとも、また、それを引き継いでね、さらに安定化、健全化していくための計画なりをつくっていく考えがあるのか、この辺の考え方を教えてください。

3番目、資本費平準化債の発行でございますが、毎月6%ということで、最後、何年間払ったら、最後10年目に一括償還ということで、それがまた、借換債を行う考えであるというようなことございましたけども、これ、毎月の償還額というのは、資料見てもわからへんのですね。将来的にどんだけ償還額になっていくのかということが非常にわかりづらいです。水道なんかは、一つ一つの起債について、償還年数ずっと書いていただいていますね、非常にわかりやすいですけども、これから平準化債がどんどん償還が始まっていくということになりますしね、先ほどの一括償還がいよいよやってくるというのは、今度、私も初めて今わかりましたけども、この辺がもっとわ

かりやすいようにね、一覧表なりをつくっていただいて、お示しいただきたいということ、これは今日でなくてもいいんですけどね。これは何か資料の中に次から入れていただくか、もしくは個別でいただきたいということで、これはすみませんが、委員長の方で一遍、検討いただいてということです。資料提出をお願いしたいと思っています。

それから、まだまだこれ、下水については、多くの起債を抱えているわけでございましてね。これがどのように計画的に返済をしていくのかというのが、非常に気になります。今はとりあえず、平準化債という形でやってきましたし、これからもやっていくという方針も示されましたけどね。この返済に対しての計画、先ほどの健全化計画とよく相まってくるかもしれませんが、この返済についての計画をどのように考えていらっしゃるのか、この際、中長期的に立って、一度、ご答弁ください。

それから、受益者負担金不納欠損についてでございます。前期、後期の関係で一時的にふえるというようなことも今、おっしゃっていただきました。が、しかし、やっぱりどう考えても、予測があって、それに対して、がばっと増額しているというようなことについては、何のための予測だったかなというふうに思うんですけどね。100%超える予測ちゅうなことは、ちょっと納得できないわけですけども、これは少しね、今後もしっかりと予測を立てていただいて、お願いしたいなと思います。

それから、この不納欠損もそうですけどね、もう少し、滞納からわかるように、何か事務報告書に入れていただくことをね、お願いしておきたいなと思っています。

この下水道普及率でございましてね、これは今までいつも議論になってきて、突然、人口別、人口割でいきますと、すごくパーセントが高かったということが一遍、話題になったことが覚えていますが、20年度末時点でのこの人口別、地域別でのパーセントを一度お示しをいただきたいと思っています。

それから、分流区域で雨水管がまだ布設が随分残っていると思うんですけどね。この雨水管がまだ布設されていない地域、どれぐらいの割合、残っているのか。それから、今後のこの雨水管の計画についてもどう考えていらっしゃるのか、お願いしたいと思います。

それと、この受益者負担金についての不納欠損について、以前から滞納されているというか、不明というかね、滞納として残っていくことが話題になってました。もう随分前、4年前のときには議論になりまして、それが巨額に、下水道の料金も含めてですけど、残っていて、それが順次、回収をしていくけれども、どんどん不納欠損の方になっていきますよということがありました。

あれから、もう4年以上たちましたけども、そのときの状態、あのときに、実は建築のその下水の確認申請を出して、その完了検査を受けないために接続されているチェックができなくて、どんどん未徴収がふえていく。それから、受益者負担金なんかも、もう滞納じゃないですね、未収ですよ、それがふえていくんだということになってましたけど、その改正をして、厳しくそこからの発生は防ぐということまでは覚えているんですけどね。そういうシステムを変えられて、その後どうなのか、徴収漏れ等については、そこからは発生していないのかということ、教えていただきたいと思うん

です。

新たにそういう徴収漏れ等が起こっている部分については、どういうケースで起こってきているのかということもあわせて教えてください。

それから、5番目でございますが、下水道使用料徴収事務委託料で、先ほどご説明ありました。少し減っているんですね。私、見間違いましたけども。

これは、先ほどおっしゃいましたね、以前にもそういう下水道会計しんどいし、片や、水道会計は、20年度は黒字決算してはりますし、一時だけでもね、もっと減らしてもうたらどうかなと、私も思うんです。ただとは言いませんけどね、もう少し、もう少しやめて、大幅に減らしていただいて、時限でもいいですよ、5年とか10年でもいいですけどね。そうやって、少しでもこの会計を助けてもらう意味では、もっともっとこの協議をしていくこともあるんじゃないかなと思うんですけどね。もう一度、その辺の今後の考え方ね、協議していこうというふうにされるのかどうかも一度、教えてください。

せせらぎ水路の委託料でございます。先ほどご説明ありまして、回数が減った。日照時間がどれほど影響しているのか、私もわかりませんが、回数が減った。そら、職員がやられたというのも大きなことだと思いますし、業者を変えはったということも大きなことだと思うんですけど。

最近、このガランド水路に外来種の魚がおるんですね。おるんですよ。子供が一生懸命魚採りよるんですわ。僕もちょっと見たらね、見たことない魚なんですね。これ、外来種らしいですけどね。だれか離しとるんですね。そんな外来種やけど、一応、そこに魚が棲めるような環境になっ

てきたというのは、非常に喜ばしいことやなと思うんです。

水をとめて清掃するときね、魚を隅っこの方に集めてね、ちょっと危ないなっていうような感じになってましたけども。

これからも、どうか、子供が遊べるような水路としてね、さらに創意工夫をしていただいて、環境のいい水路としてね、やっていただけるように。砂利を敷かれたというのは、非常にそういう意味では効果があったのかもわかりませんし、清掃も含めてね、バクテリアが砂利のところについてね、浄化に非常に効果があるっていうようなことも聞いたことがありますし、しっかりこれからも頑張っていたきたいと思うんですね。

それから1点ね、このガランド水路関係の中で、ずっと下流の方に行きますと、男女共同参画センターに向かうトンネルの下にね、プラスチックの壊れたのがずっと残されているんですけどね。これは昔、水族館のように、そこへ魚が入ってくるようにつくられたんやけど、もう藻で青くて、もうとてもやないけど、見えなくてあそこ、閉鎖されたというのは聞いたことあるんですけど、何か利用できませんか。失敗作のモニュメントのように残されてますけど、何か違うこと、アイデアで使ってね、あそこで何か利用されることを一遍、考えられないかなと思うんですけどね。今後、一遍、どう考えるか、言ってください。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 使用料収入の21年度の見込みということでございますけども、上半期でいきますと、使用料収入、前年調定比較なんですけども、5.9%程度減少しております。水量も2.2%減少しているということで、この大きな原因としては、事業所等の不況に伴

う使用水量の減少、さらに、節水ということが原因と考えております。

下半期に向けて、これが大きく改善するというのもちょっと考えられないということで、前年度を下回るような使用料収入となるのかなと考えております。

健全化計画としては21年度で終了しますけれども、当然、今後の計画というのにも必要と考えております。収支見込みというのは、10年先まで計画というか、収支見込みとしてはつくっております。

健全化計画のように、例えば、料金の改定であるとか、そういったことはその計画にはまだ反映というか、今の時点で、そういったことは予定はしておりませんが、それは使用料収入ですとか、一般会計繰入金金の推移、こういったものを見ながら、また、市民への影響等を考慮しながら判断していく必要があると考えております。

それから、資本費平準化債が満期になって公債費がふえるがそれに対して、どういふふうな対応を考えているのかというお問い合わせかと思っておりますけれども、先ほども言いましたように、いきなり元金が、償還がふえる、これに対応するような財源というのは、使用料収入、一般会計繰入金金等があればいいんですけども、それが無い場合にはやはり借りかえという方法しかないのかなと考えております。

○石川下水道業務課長 返済計画をどうするかですが、財源がなければ借換債を発行していくということで考えるしかないと思っております。

使用料の未収ということで、以前、さまざまな原因、新築物件で下水のフラグが上がってなかったとか、書類は提出してたけども、入力を怠っていたとか、いろんなケースが原因で、未収が発生いたしました。

今現在、そのときの徴収率というのは59.3%程度まで回収はしておりますけども、分割納付ということから、今後も徴収率としては徐々にではございますけども、上昇していくものと考えております。

それ以降、そういったケースで未収が発生していないのかというご質問でございますけれども、そういう書類が提出されていて、うちのミスで未収になっているというようなケースは発生しておりません。ただ、無届け、個人の方が業者に頼んで勝手に排水設備をして流されているというようなケースは1件発生しております。これについては、その時点にさかのぼって請求をしておるところでございます。

それから、徴収委託料の減額について、水道部にさらにお願いをしていくべきではないかというご質問でございますが、本来、徴収委託料はかかった費用を調件数に応じて、按分するというのが適切な方法であり、他市でも同じような方法で徴収委託料というのは支払われていると聞いております。それに対して、うちはさらに50%、その半額ということについて、水道部の方はこれだけ使用料収入もふえ、普及率も上がってきた状況で、その50%というのを逆に、水道部の方は考えてほしいというようなお願いがありました。

そういったお願いがあった中で、実際には徴収委託料を下げるような方向で、今、水道の方にも努力をいただいているところでございます。

ただ、言われるように、下水道経営、大変厳しい状況でございますので、可能であれば、水道部さんの方にそういったことをさらにお願いはしたいと思っております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 ガランド水路のアンダーの水槽の利用等についてでございますが、私もかなり魚等には興味を持っておりまして、何とか本来は飼育等したいのはやまやまなんです。ところが、以前の経過を見ましたら、苔等の発生等によりまして、維持管理費用がかかるという経緯もございました。今の現在になっておりますけども、今後はガランド水路美化会の役員さんとも相談し、私も何とか苔を減らす方法ないかなということで、今家でちょっと研究しておるんです。それも、外来種になるんですけども、プレコという魚あるんですけどね、それがね、苔等をよく食べるんですよ。その辺を処理水ですから、水温等の関係もありますし、もちろんそれもありますけれど、今後、美化会とも相談し、何とかしたいなと思っておりますので、もう少し時間の方よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 そしたらすみません。ちょっと答弁が抜けてましたんよ。

普及率とか、もう一遍行きましょか。

○山本靖一委員長 もう一回聞かせてください。

○藤浦雅彦委員 もう一回、はい。

それじゃ、すみません。3回目になりますが、まず、1点目の赤字解消の話で、21年度についてはどうなのかということで、上半期では5.9%、使用料は減少してますよということでしたけども、見通しまではおっしゃっていただけなかったですけど、これ、あと3,820万円が今度、圧縮されるかどうかという見通しを本当は聞きたかったんですけどね、これは、厳しいかもわからへんなこと、答えられないんですかね、今はまだ。これ、答えられるんやったら、答え

ていただきたいと思うんですけど。ひとつお願いします。

それで、この公営企業健全化計画によりますとね、3年ごとの料金改定というのがありまして、19年まで終わって。今度は21年で終わるから、本来はもうここで終わってしまうということになるんかもしれませんし、いや、3年ごというのは生きていくということであれば、22年がその改定の年に当たるということになるかもわからないですね。これは、非常に市民的には大きな問題ですね。

今のこういう現状の中で、料金改定は本当にできるのかということ我问われることになると思うんです。市民の所得もまだまだ回復してないですしね、まだまだ不況の真ただ中でありまして、これ、やっぱり一定、据え置くべきではないかなと私は思っています。そういう意味で、見通しを聞きたかったんですけどね。

だから、それとあわせて結構です。それから、その料金改定の考え方も含めて、この情勢の中でね、それから、さっきの計画の話もそうですけど、作成はしませんということでしたけどね、長期的にやっぱり、「こういうふうに戻していく考えですよ」とか、「全体的にはこういうふうにしていく計画ですよ」とって、やっぱり長期計画みたいなもんね、一般会計は長期計画つくってはりますけど、下水は下水でやっぱり計画をやっぱり、つくっとなあかんと、私は思います。特に、この起債の部分なんかについては、もう全体額がようわからへんようなことになってますし、総額はわかりますよ、書いていただけてますけども。

だから、そういうことも含めた計画をつくっていく必要があると私は思いますけどね。この辺もあわせて、ご答弁くだ

さい。

それから、料金の考え方についても、答弁をいただきたいと思います。

それから、公営企業健全化計画、私、これ言いましたね、結構です。

それから、資本費平準化債発行でございますが、返済計画、これも一緒なんです。だから、返済計画ちゃんとつくっていく考えがありますかということを知っているんですけど、作成されてますかっていうことを知っているんですけどね。借換債しかありませんねんっていうことでしたけどね。

そうじゃなくて、やっぱりもうちょっとちゃんと借換債やったら借換債でいきますよという計画書としてね、お示しをいただきたいなということを知っているんです。

そういう意味では、一応ね、今もう全部含めてになりますけど、長期計画、中期計画ですかね、中期計画的なものをちゃんとつくる考え方があるのかなのか、ご答弁ください。

それから、この資本費平準化債につきましても、結局、借金の先送りということになりますしね。支払いが3年据え置いて始まるということから考えると、どちらかと言うと、自転車操業に近いような形になってきてますよね。毎年、発行しているということは、口数がどんどんふえていくということになりますし、それ、非常に心配やし、中身が見えにくいということになってますのでね。

だから、やっぱりこういう起債の一覧表をつくっていただいて、そのピークがどこにどうなりますよと、ここは一括返済ですよとか、そういうものがわかるものをお示しいただきたい、また、資料としてね、つくっていただきたいということを、これ、何回もしつこいですが、お

願いしときたいと思います。

それから、先ほどの徴収事務委託料なんかもね、できるだけ下げてもらおう努力、期間決めてでもいいですけど、下げてもらおう努力をして、もっと言えば、一般会計のときも言いましたけども、水道企業会計から繰り入れをしてもらってでもね、こちらのこの使用料をね、据え置くという方針をできたら持っていただきたいなと、これは答弁結構ですけど、それ、お願いしたいと思います。

それから、受益者負担金の4番目の件でございますけども、関連でね、先ほどお聞きしましたけども、これ、答弁なかったので、下水道普及率、人口別と地域別でご答弁をいただきたいと思います。

それから、分流地域でね、雨水管がまだ入っていない地域があるので、その地域がどれぐらいありますかということを知っていますので、これもあわせてお願いをしたいと思います。

それから、平成20年度からね、19年度に比べて人口普及率でいくと、0.5%伸びていますね。平成21年度末の予測は、20年度の0.3%伸びることになってますね、予測として。当初予算のときに言うてはりますね。

これ、東別府の問題がこの間、一般質問等で議論になっていましたけども、ここで約1%伸びるんですね、これ、普及すると。それもあわせて、普及を図るという意味でね、この辺の今後の予定いうんですかね、あわせて、できればおっしゃってください。

それから、下水道徴収率は言いましたからね、これはぜひ、もう少し下げてもらおうように、やっぱり努力すべきではないかということで、要望しておきます。

せせらぎ水路でございますが、今、知恵を絞っていただくということは、よく、

もう一つわからなかったんです。失敗作モニュメントについてもちゃんと考えていただくということですよ。じゃ、それはぜひお願いしときたいと思います。

これは、要望というかね、私の考え方、だけお話させていただきたいと思うんですけどね。この間も駅前等再開発特別委員会的时候、緑のネットワークということをおっしゃってました。この考え方。向こうの境川のところにできる遊歩道は、これは緑のネットワークという考え方できるんや。そら、ガランド水路が一つの基盤というかね、先にできてますし、これが基準になってますよという考え方にもなるんかもしれないが、ガランド水路はちょうどその東罐ロジテックのところから始まって、男女共同参画センターのところまで続いているという通路になっているんですけどね。

できれば、もう少し延長というんですかね、ちょうど今、あそこの乙辻踏切のところから、ずっと駅の方へ抜けていく太中の旧道ありますね。太中の村の中を通過して、村道がありますね。あそこは暗いけど、たくさん人通りますねん。桜町の方が皆、あそこを通過して帰りはるんですね。それは向こうの府道に歩道がないので、危ないから、通られへんからですね、こっち側、暗い道やけども、通過して帰りはるんです。

私の考えですよ、これはあくまでも。あそこが例えば、ガランド水路の延長としてね、少し整備をして、導入口じゃないですけど。そうすると、駅からガランド水路へずっと遊歩道がつながっていくというふうになってね、より効果あるようになるんじゃないか、ネットワークが生かされるんじゃないかと思うんですが、これはもう別に、答弁は結構ですが、これはあくまでも提案としておきたいと思

いますけども、以上で質問を終わります。  
○山本靖一委員長 石川課長、平準化債を発行したときに、安定化計画をつくりました。これは、2回も3回も国へその都度見直しをして、今、藤浦委員が言われているように、この返済計画とか、いろんなことがこの中にすべて網羅されているということと認識していますんで、その計画表をね、また、提出していただいたらというふうに思うんです。そのことについて説明していただければと思います。

同時に返済計画、公債費の関係はね、以前にも提出していただいた経過がありますけれども、水道の方は事業年報の方に毎年きちっと入れているわけです。事務報告の中に、今あるようなものをきちっと載せていただいたらというふうに思いますんで、資料の関係、それから、計画の方は平準化債が、安定化計画が、今、一番大きな中身になっていると思いますんで、そういうものについて、説明していただければと思いますんで、この点で答弁求めます。

石川課長。

○石川下水道業務課長 まず、1点目の赤字額の赤字減の見通しということで、使用料収入は前年と比較をして、今の見込みで1億円ぐらい減ってしまうのかなと。そんな中で、赤字が本当に削減できるのか、これは当然、歳出の方で不用額等も発生し、本来なら一般会計にお返しするということになるんですけども、そこら辺で、一般会計の方がどこまで補てんをしていただけるのか、こういったことにかかってくるのかなと思っております。

先ほどから言われてます中長期的な計画ということでございますけども、先ほど言いましたように、安定化計画は5

0年先ということで、かなり長期な計画なんですけども、それ以外にも毎年、10年先までの見通しというのは作成しております。その中で、使用料収入であるとか、公債費、繰入金の推移、こういったものの見通しを立てております。

資本費平準化債等の関係で、公債費が先ほど言いましたように、26年度以降、毎年、満期を迎えるような形で元金部分がふえてくるという中で、それに特化したその返済計画というのは私もよくわからないんですけども、長期的に歳入歳出、収支がどうなるのか、繰入金がどのくらいになるのか、これは、毎年、作成しております。ただ、もっと長期的な、中期でなくて、長期的なものを作成するという事は、可能は可能なんですけども、ただ、余り長期になってきますと、精度の問題もありまして、余り10年以上も先のものをつくる、公債費等は、確かに長期的な推移というのは必要かと思うんですけども、使用料収入等については、なかなか予測しづらいところもございます。一定の仮定の下に、そういったものをつくることは、可能でございますので、一度、検討をしていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村下水道整備課長 藤浦委員さんの普及率についてのご質問でございますけれども、普及率につきましては、平成20年度末で、普通一般に人口普及率とっておりますものにつきまして、安威川以北の合流地域で99.2%、前年度からの伸び率が0.1ポイントでございます。

それから、分流地域、以南でございますけれども、94.9%と前年度から0.8ポイントの増でございます。全体といたしまして、96.9%で0.4ポイントの伸びでございます。

それから、今まで申しておりました面

積人口普及率でございますけれども、これにつきましては、合流地域が93.5%、分流地域では75.3%、分流地域につきましては、伸び率が1.2ポイント、これは前から申しておりますように、地域、地域で計算してまいりまして、その平均の人口でもって計算しておりますので、こういうふうな形となります。先ほど申しました人口普及率が今回行いました管渠での普及率の表でございます。

それから、東別府地域で1%伸びるけれども、その他の地域はどうなるのかという、今後の予定についてはどうなっていくのか、伸び率がどうなっていくのかということでございますけれども、今後につきましては、かなり人口が管渠に対する人口の張りつきが少なくなつてまいります。ですから、毎年の伸び率が約0.1から0.2ポイント程度であろうと予測いたしております。

それから、安威川以南地域の雨水整備で残っているところはどのくらいかということでございますけれども、分流地域で整備率が33.7%、約65%強が残っているという形でございますけれども、分流地域の雨水の排除率、現在も既存の水路を利用いたしまして、雨水を排除いたしておるわけでございますけれども、これによりまして、排除率が分流地域で89.7%でございます。現在の計画といたしましては、幹線も含めまして、既存の水路を多く利用いたしております。

それと汚水の管渠がかなり普及してまいりましたので、もともと入っておりました既存の管渠、これを雨水として利用いたしております。整備はいたしておりませんが、それを利用いたしておりますので、このような89.7%という排除率となっております。

それで、既存の水路でございますけど、

これにつきましては、勾配等の修正等で十分機能を発揮するものも数多くございます。何分にも用水時期と降雨時期が重なりますので、どうしても分離が必要なところも一部でございます。このような部分の解消につきましては、管渠に変える必要がございます。しかしながら、雨水管はかなり大きなものとなりますので、莫大な費用がかかるものと考えております。どうしても排水が困難なところについて、現在では局所的に雨水管を入れて対処しているところでございます。

今後につきましても、既存の水路を有効に利用してまいりたいと考えております。

また、財政状況を勘案いたしまして、財政状況がよくなるということになりましたら、幹線の布設にかかりたいものと考えております。

○山本靖一委員長 宮川部長、全体的な財政状況の中で、特に22年の値上げなどを市民の暮らしから見ていったときに、20年度決算に立って、そういう方向が出てくるのかというような、大事なことも聞かれていますので、その点について教えてください。

○宮川土木下水道部長 22年、今までの赤字の流れ、それから今後の使用料の変遷というふうな形になるかと思いません。私ども、平成16年から平準化債を発行させていただいておりますけれども、この流れの中ではその当時、赤字額としましては、かなり大きな額が発生しておりました。そのような中で赤字比率が12%を超えたかと思いますが、その状況の中で、いかに下水道会計として健全化に結びつけるかというような形の中で、やはりその手法の中で、料金改定をさせていただいて、健全化を求めたという状況でございます。そのような中で、

3年ごとの改定という状況でございます。

今現在、下水道会計どのような状況かと申し上げますと、やはりことし三千数百万円の赤字が解消できるかどうか、ここに大きくかかわってくるかなと。ですから、赤字が大きく出ない範囲の中では、今の状況で申し上げますと、3年目に当たります22年度での改定というのは、今のところ考えていない、こういう状況でございます。

ですから、今後、平準化債の発行につきましても、この辺のところが大きく影響しようかと思えます。この流れにつきましても、やはり今、一般会計の方が非常に厳しい状況でございますから、このあたりにつきましては、発行額のどの範囲で発行するか、全額発行とするのか、一部発行とするのか、こういうところについては財政当局とも十分協議してまいりたいと、このように考えております。

○山本靖一委員長 20年度、今言うてる、21年ですかね、3,800万円ほどの赤字が解消できるかというようなことも聞かれました、そのことも、宮川部長。

○宮川土木下水道部長 その赤字の解消ですけれども、今までの流れといきましたら、私は解消できる方向に強く希望もしていますし、できるのであろうというふうに思っております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 すみません。最後にしますけども。

先ほど安定化計画がね、それに当たるものだということでもございましたんで、一度いただいて、しっかりとまた中身を精査して、また予算委員会に臨んでいきたいと思っておりますが、それ、また、いただきたいと思っております。

それで、先ほどの下水道のその普及率

の関係の中でね、東別府地域についてはどういうふうにするのかということをお聞きしたかったんですが、これはぜひね、やっぱり地域の要望でもありますから、来年度以降に早急に対処していただいて、しっかり普及率を伸ばしていただくという方向でね、進めていただきたいと思います。これ、要望としておきたいと思います。

それから、雨水の幹線につきましてもね、もう少し、また、あと、資料か何かいただいて、どうしても必要な地域、やらなければいけない地域についてやらなあかんと思いますからね。それがどれぐらいあるのかということも含めて、また、お示しいただきたいと思います。これは後日でも結構ですけども。

先ほど雨水排除率が89.7%ということでございました。あと10.3%はどうなっているのかということも気になりますけど、やっぱり100%というふうにしとかなないと、さっき言われたように、灌水使っているときに、水路にたくさん水があるときにね、大雨が降ったときには、なかなか水がはけないというような問題もあるんでしょうし、その辺の詳細はわかりませんが、その辺が、全容がわかるようなものがあれば一番ありがたいんですけども、そういうのも一遍つくっていただきたいと思います。と思っています。

それから、最後に、料金改定の話とそれから見通しの話ですけどもね、これはぜひ、こういう時代でもございますのでね、これは据え置くという方向でぜひ検討いただきたいと思いますということで、要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○山本靖一委員長 ほかに。

原田委員。

○原田平委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、20年度の決算ということで、安威川流域下水道の維持管理負担金が5億6,307万2,380円の執行であります。内訳等がわかるようであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、同じく流域下水道の建設負担金として4,821万1,071円の執行であります。これについてのご説明をいただきたいと思います。

水質分析委託料として239万6,394円の執行であります。これについてのご説明をお願いいたします。

不明水対策調査委託料として、672万円の執行であります。これについてのご説明もいただきたいと思います。

以前よりご質問申し上げておりましたテレメーターの取りかえ工事として、2,015万3,700円の執行であります。これについての取り組みの状況もお教えいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 流域下水道の維持管理負担金について答弁いたします。

負担金の内訳でございますけども、雨水排除費、これが5,725万円、汚水処理費が4億3,393万円、その他環境対策費が1,883万円、高度処理費が1,359万円、水質管理費が121万円となっております。

処理場、ポンプ場ごとの負担金でございますけども、中央水みらいセンター分が3億9,700万円、味舌ポンプ場が6,148万円、摂津ポンプ場が6,686万円、その他経費は3,700万円、こういった内容でございます。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 原田委員の二つ目のご質問の水質分析の執行の状況で

ございます。これにつきましては、過日の決算委員会でいろいろご指導いただきまして、その中で今後、検討を重ねていかないかかなとということで、21年度はそういう方向で進めております。ただ、20年度につきましては、この間、19年度の決算報告でも申し上げましたとおり、この入札という形では執行いたしておりません。ただ、それに類するような形で年間の分析の項目、あるいは箇所数なんかを示す中で、年間、トータル的には私どもが1,280件ほど、80件でしたかね、1,200、そうですね、80件、項目ぐらいあるんですけれども、その中でトータル的に年間、何回ありますよと、項目として何回ありますよと、その中で、見積もりを取りまして、一番安い単価契約をやっておりますので、一番安い見積もりが出てきた業者と年間のそういう実施状況で委託契約を結んで実施いたしております。

水質の分析の項目の単価につきましては、余り増額するとか、減額するとかいうのはないんですけれども、やはり企業の一定の少し、でも範囲はあるかもわかりませんが、努力の中で金額は変更してきているかなというふうには考えております。

それと不明水ですけれども、これにつきましても、毎年、これは入札にかけておりまして、去年も平成20年度も不明水調査を実施いたしております。これは6社が入札してくれたというふうに思うんですけれども、ただ、20年度には幹線道路の人孔内の検査、目視調査ですけれども、この分をあわせて実施いたしました。件数としては350件強あるわけですけれども、延長的にも毎年大体平準的な延長になりまして、それで実施いたしております。

結果として、その成果の報告ですけれども、やっぱり下水の管渠で傷んでいるというんですかね、調査結果が出てきております。Aランク、Bランク、Cランクというふうに分けて、それなりの件数の報告はありました。特にAランクについては、次年度で補修っていいですかね、そういう計画をやっていきたいなというふうに思っております。

ただ、Bランク、Cランクについても、やはりクラックが入って漏水しているというような状況はあるんです。それともう一つは、こういう下水管渠の傷っているんですかね、そういうのは毎年、年を経ることによって、私は成長するっていうふうに言うんですけれども、一般的な言い方すれば、劣化が進むというふうになるんですけれども、私は傷が成長していく、中で管渠内調査もやっぱりサイクルを組みながら進めていかなければいけないかなと、例えば、5年前にした管をまた、そのところの状況も調査していかないかかなと。

それとあわせて、国の方、20年4月から管渠の長寿命化計画というのが出されました。それに基づいて、うちの摂津市の方でも、その長寿命化の計画を立てていきたいなというふうに考えております。こうして今、管渠内調査とか、不明水調査をした資料も十分役立てて、計画を練っていきたいなと。今実施しておりますのは、地域的には限定されてますので、長寿命化計画を策定するについては、全地域、排水区あるいは処理分区も含めた中で、計画を練ってやっていきたいなというふうに考えております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 平成20年度の集中管理室テレメーター装置更新工事の2,015万3,700円の内訳等でご

ざいます。

以前から、委員会、議会等でもかなり説明等もさせていただいておりますけれども、改めて少し説明させていただきます。

この装置は集中管理室と市内24カ所のゲート及び除塵機を遠隔操作しまして、平成3年度施行の第1期から平成10年度施行の第4期まで実施しておりまして、24対向計48台を導入しております。また、降水時にはテレメーターを活用いたしまして、浸水防除に努めておるところでございます。

この工事はテレメーターの装置内のCPU、中央演算処理装置などの構成部品の調達が困難な状態になったこと、また、テレメーターの耐用年数は10年とされていることから、テレメーター装置を年次的に更新しているものでございます。

なお、平成19年度では5対向10台を更新いたしまして、平成20年度も5対向10台を更新させていただいております。

19年度に関しましては、指名競争入札をいたしましたが、7社が辞退をいたしまして、1社でございます当時、富士電機水環境システムズ西日本営業部関西支社と随意契約をさせていただいております。

20年度におきましては、同機種でなければ互換性を保てないということで、今現在のメタウォーターと随意契約をさせてもらったものでございます。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村下水道整備課長 流域下水道の建設負担金でございますけれども、4,821万1,071円の決算額でございます。

内訳といたしまして、補修事業が4,786万9,522円でございます、

主な工事といたしましては、中央水みらいセンターの汚水ポンプの電気設備工事の新設及び改築といたしまして、同じく水みらいセンターの汚泥処理脱臭設備工事でございます。それから、単独事業でございますけれども、水みらいセンターの場内整備工事を行っております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 先ほどこの安威川流域下水道の維持管理及び建設負担金の分につきましては、後日で結構でございますから、資料をいただければありがたいというふうに思いますが。

水質分析委託料であります、これも前にお聞きをいたしたわけですが、これは関西環境管理技術センターに、財団法人であります、ここに委託をされております。これについて、前回にも水道部との水質検査、水道部がやっておる水質検査とも参考にして、非常に高い、非常に高価であるというふうに感じて、質問をいたしたわけですが、今回も同じような形でやられまして、きちっとやはり競争原理を働かせていただいて、貴重な財源の中で執行していくということあります。ガランドも含めて、239万6,394円ですが、これについて、もう少しどういう形で業者選定をやられたのか、もう一度、お聞きをいたしたいと思えます。

不明水のことですが、これ、部長にお聞きをいたしたいと思うんですが、先般の一般会計の質問の中で、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料として837万4,000円の執行でありまして、そのときに部長はですね、いわゆる流入されるところに晴天時であっても、非常に多量のいわゆる不明水が流入しているんだというようなご説明をいただきまして、そういった状況であるな

らば、その費用も含めて、あるいはそういった対策を講じなきゃならないというふうに感じておったわけですが、今回、そういうことで672万円の執行がこういったところに十分生かされているのかどうか、お聞きをいたしたいというふうに思っております。

それから、テレビカメラが3,428メートルをされたわけでありまして、最新の今、映像技術がありまして、非常に精細ないわゆるどういうんですか、資料が手に入る状況であります。そんな状況の中で執行されている予算でございますので、先ほどいろんな幹線の補修計画とか、いろんな言われましたけれども、やはりもっと早くね、素早くしなければ、今後、先ほど言った長期に使わなきゃならない下水道管の修理等にも影響してまいりますので、これについて、もう少し担当としてのお考えをお聞きをいたしたいと思っております。これをどういうように活用していくかということでもあります。

それから、テレメーターのこの取りかえ工事は今回から富士電機からメタウォーター株式会社西日本営業部に変わったわけでありまして、多分、社名が変更されたのかなというふうに感じるわけですが、その中で、まず、保守点検業務委託料が189万6,300円でありまして、これが親局と子局6カ所のこの保守点検をされておられます。それが189万円、そして、集中管理室は5対向更新ですね、これが2,015万円ということでもあります。

それについて、鳥飼上ポンプ場のテレメーターの装置の修理が99万7,500円の執行であります。そして、岡口水路のテレメーターの装置修理が29万4,000円でありまして、こういった執行の状況を踏まえて、先ほどのこのことと

含めてご説明いただければありがたいと思います。

○山本靖一委員長 1点目、流域下水の資料の関係ですけれども、一元化されたということで、一元化前と一元化の後のそういう比較はできるようなそういう資料、委員会にわかるように、また工夫して提出していただきたいと思っております。

宮川部長、答弁求めます。

○宮川土木下水道部長 一般会計でご答弁申し上げました味舌ポンプ場の水路系、これにかかわる内容とそれと不明水対応、どういうふうにしていくのか、こういう内容かと思っております。せんだって、一般会計の方の話ですけれども、味舌水路系はもともと、せんだって申し上げましたとおり、浸水対策上のポンプとして本市がつくったと。これはいずれ、公共下水道に切りかえる施設という状況のものでつくった内容でございます。その流れの中で、流域下水道の味舌ポンプ場、これが相重なったという施設になってございます。

そのような状況の中で、私どもがつくった水路系のポンプを暫定的に流域の下水道施設として、活用している時期がございました。その時期に大阪府とその施設管理、大阪府に管理していただくという管理協定を結んでいると、こういう状況でございます。

従前は、味舌水路系から入る水も含めまして、関係市、安威川流域下水道を構成して中央処理区の構成市としてます吹田、茨木、摂津、箕面ですか。そのあたりの分の割合で維持管理負担金としてお支払いしてた。こういう状況です。

その暫定施設の中のその味舌水路から入ってくる水、日常的に入ってくる水を吐くがためのポンプを動かしている。これは摂津独自のものですよと。いつまで

でも、摂津の施設として、皆さんの負担金で負担していただくのは、おかしい内容ですわと。ですから、もう暫定施設の機能がなくなって、本設の施設として、流域の施設ができ上がった状況の中では、摂津市さんの水だけの分は摂津市さんで個別に払っていただくことになりますよということで、要は、私どもは委託費として計上しておりますけども、味舌ポンプ場管理全体の維持管理負担金、その中で摂津市がその分が割り込んでいる状況になってますから、その分を委託金としていただきますという内容になってます。

私どもも、公共下水道を管理する中で、晴天時にわけのわからない水が出てくるというのは、非常に難儀な話なんです。ただ、味舌水路にはまだ農業用水、これが幾ばくかの市街地に残ってます農地の排水が流れ込みますもんですから、それが耕作時における水量としては非常に大きな状況、それとやはりオープン水路ですから、そこへどうしても雨がたまる状況になりますから、そういう従前の排水経路もそこに幾ばくか、どうしても流れ込んでくる。この辺は排水設備の絡みも含めましてね、私どもも、今後、いろいろ努力していかないかん内容かとは思ってます。できるだけ水量を落とすがための努力は必要かと思ってます。

今回、不明水の調査におきまして、20年度につきましては、3,428メートルという距離を調査してます。不明水をなぜ調査するかというのは、やはり余計な水を処理費用をかけて処理するということは、非常に経営上、コスト高になりますから、できるだけ不明水は少なくしていきたい。その中では、こういう地味な作業を重ねて、一括でこの3,428メートルを調査した形のものすべて対応できるのであれば、何よりなんです

が、そのうち、やはり財政的な関係もございまして、これはとめなければならないというランク分けをする中で、翌年度にその不良箇所となる箇所を補修していると。それによって、少しでも不明水の量を減らし、処理費用を軽減する。その軽減することが維持管理負担金にも大きくはね上がると、こういうことも考えてますから、私どもとしましても、この結果を見据えた中で、翌年度の予算範囲の中で修正すべき内容のところは修正していると、こういうのが状況でございます。

ですから、今後も、どうしても老朽化といいますか、経年変化によります施設の劣化が出てまいりますから、この流れの不明水調査は今後も継続して行って、一定の量が進めば、また、折り返しの状態で不明水調査をするべき。その施設の老朽化の判断をして、今後の話になるかと思いますが、更新あるいは更正というスタイルの作業も発生してくるのではないかと、このように考えております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 集中管理室テレメーター装置更新工事と集中管理室テレメーター装置保守点検業務委託の額でございますが、その額は二つの委託を合わせて見積もりを徴収いたしております。

その二つの徴収いたしました額が2,205万円でございます。それを按分いたしましたところ、集中管理テレメーター装置更新工事では2,015万3,700円、それと集中管理テレメーター保守点検業務委託では、189万6,300円となっております。

それと、鳥飼上テレメーターの補修関係でございますが、これは近くに雷が落ちまして、その関係で現地にあります子機が故障しましたと。たまたま以前に取りかえ工事してますので、その予備の子

機を使用できましたので、その子機で補修させてもらっております。

続きまして、岡口水路のテレメーターの補修の件でございますが、この部分は動作が不動、動かなくなる。突然動かなくなる。何でか言うと、原因は不明なんですけれども、その製造メーカーでございますメタウォーターで修繕したところでございます。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 水質分析のことでございますけれど、水道部と比較して委託している費用が高いんじゃないかということをおっしゃって、ご指摘あるわけですけども、水道部さんの方は各市町村でつくられたそういう水質分析の共同体っていうんですかね、その中で委託をされておるといふふうに聞き及んでおります。

私どもの方はそういう下水道、この各市町村とか流域の下水道の中にそういう準公共的な意味で準じるような公共的なそういう分析のシステムがございません。

ですから、どうしても、一般業者のそういう分析を専門とする業者の方で業務を委託せざるを得ないというような状況でございます。その委託をする方法が競争入札で競争の原理を働かせて、できるだけ、費用が安く、効果が上がるようにというのが、これはもう私どもも十分、承知しているところでございます。

そういう中で、これまで平成19年度、20年度、同じ関西環境管理技術センターに委託しているわけですけども、方法としましては、私どもが水質の項目として分析をしなければいけない、これ、下水道法で決められている、あるいは市の条例の方で決められている項目があるわけですけども、その項目について分析を、業務を委託するわけですが、そのと

きに、6社、複数社の業者にこういう項目でこういう回数でこういう視点で、この時期でというふうに説明をしまして、その6社から、トータル的にこの項目は単価幾らです、この項目は単価幾らですという、積み上げをして最終的に金額が決まると。

当初、私どもが委託契約をするときには、各項目別に単価契約を20年度はいたしました。それは業者間、単価項目、項目別の単価にはばらつきがどうしてもあります。それはほんまに微量な範囲なんですけれども、ばらつきがあります。その中で、トータル的に1,280件の項目を越えてトータル的に最終金額として比較検討しまして、その中で一番安い業者に20年度は契約いたしました。

単価契約をしているというのは、今までの流れもあるんですけども、やはり水質の検査の中で、突然、水路に魚が浮いとるで、とかいうような突発的に入る項目もありましたので、私もそういう経験しているんですけども、そうすると、何もトータル的にすべての分の、項目を分析することじゃなしに、その予想される、例えば、この魚が浮いているとか、悪水が、においがきついたりとか、予想される項目だけを引っ張り出してやってみるといふことで、何もなしにただ水をくんでいって、これ、分析してくださいということについては、分析の項目が無限にありますから、もうできないので、一応、私どもが見る範囲で悪水でしたら悪水、水路の水でしたら水路の水でこういう検査をしてくださいと、この項目を検査をしてくださいといふことで出してきたという経過がございます。そういう意味で、今までは単価契約をしてたわけでございます。

21年度、今年度の分につきましては、

やはり競争の原理というのも、非常にこれは私たち行政マンとして、一番大事なことです。そういう視野に立って、業務を進めておるといふ次第でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 一般のね、水路のそういった水質検査もやるんですか。やられるんですよね。これは、今日は下水道特別会計の決算審査ですよ。そういったところを踏まえて、支出をされているということであれば、一般会計でやらなきゃならない部分と一緒にしているんじゃないですか。

項目で言われましたけれども、ここの関西技術センターというのは、主にそういったいわゆる環境にかかわる相談窓口が主たる業務でありまして、水質も若干されていると思うんですけども、ここについても、ほとんど僕は委託をそこがされているというふう思うわけでありまして、本来の業務等で十分賄っておらないというふうにも感じるわけでありまして。

そういう意味で、単価契約で算出をして、総トータルでやったということでありまして、後ほど結構でございます。この6社のいわゆる業者名と金額等、ご提示をいただければ納得をしたいというふう思いますので、これは、それを要望して、これは質問を終わりたいと思っております。

不明水の問題であります。部長からご答弁をいただきましたが、先日のこの説明と若干、違うじゃないかというふうに感じました。

先ほどの話では、いや、上流の吹田市と、上からも流れてくるかもわからないとか、そういうことを言われたわけですね。総合的にそういう味舌水系にかかわ

るといふことでありまして、ご説明でありましたように、晴天時、雨も降っていない。あるいは、農業用水路も使っていない、そういう時期に不明水が大量に流れてくるんだと、こういう説明であったわけでありまして、その分がすべて維持管理費の負担金になってきていると、こういう状況では、何を部長が言われたのか、よくわからん。

もう少しね、摂津市の管理しなきゃならない公共下水道の中であって、そういう調査あるいはそういう対策を講じなければならぬと、こういうふう思うわけでありまして、先ほどのご説明では、何か大きく言って、私の質問していることに対してのいわゆる合流区域のその不明水の対策について、どうしていくんだということをもう少し明確にご答弁いただきたいというふうに思います。

テレメーターの取りかえ工事でありまして、平成19年に鳥飼上のポンプ場更新工事をされまして、1年経たぬ間に、雷が落ちたということで、99万7,500円、これ1基、大体400万円の更新工事費なんです。99万円の執行でありまして、雷が落ちたために必要だということ、私は、こういった問題も含めて、保証期間等あると思うんですね。そういったものはどういふふう活用されてきたのか。

既にもう10基、平成19年、20年で10基やられたわけでありまして、あと、14基残っているわけで、今後、これについてどうしようとしていこうとされているのか、21年度上半期を過ぎまして、もう残すところはあとわずかではありますが、それもあわせて聞かせていただければありがたいというふうに思っております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 テレメーターの件でございますが、委員さんおっしゃるとおり鳥飼上のテレメーターの更新は平成19年度に新規にさせてもらっております。ただ、たまたま20年の方では雷が落ちたということで、それは保障期間には該当しないということで、私もちょっと言ったんですけども、もう雷が落ちた、そういうのに関しては保障期間に該当しないということで、発注したものでございます。

それと21年度以降の集中管理室、テレメーター装置等についてでございますが、今現在、設計しておりますので、この業界は、ほんまにびっくりするほど日進月歩進んでおりますので、また、以前からも競争の原理に基づいて、テレメーター装置更新が何とかできないかと、私どもの方も他メーカー数社に聞いて伺っております。

今回、設計で考えておりますのが、市販されております機器を使用いたしまして、パソコン操作から親機、子機と行く5対向全体を更新する計画をしたいのと、今、計画している最中でございます。従前の設計金額よりは、幾分か安くなる見込みでございます。これに伴いまして、競争入札も可能かと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 渡場参事、今、原田委員の方から水路管理は一般会計で、その一般会計の中で水質調査をやっている分と窓口が一つやから、どんぶり勘定でやっているのか、ようわかりませんけれども、そのところをきちっと説明しとってください。特別会計と一般会計でちゃんとそれが仕分けされているんかということも含めてね、指摘して答弁求めます。

○渡場下水道管理課参事 先ほどの私の原田委員の方への説明の中で一般水路と

ごっちゃにしているんちゃうかなというご指摘がありました。

私の説明の仕方の中で、そこら辺のところでも齟齬があったということは、申しわけなく考えております。ただ、私がお話したのは、平成20年8月に公共の方で摂津ポンプ場の方へ悪水が流入した経過でございます。これは、朝一番から非常にシンナー臭の強いにおいがありまして、私たち、その水質の分析のする業者に特別な指令を出しまして、あるいは、また、摂津ポンプ場のところから上流の方に大阪府の職員も一緒にあわせて、ずっと調査にさかのぼっていったという経過があります。

そのときに、やはりにおいだけの問題、あるいはまた、その水質は要するに実際にくみ上げてやらないかん、そういう体制を組まざるを得ないという状況が発生しました。そうしたときに、じゃ、それだけをまた、業務委託っていうのは当然考えられませんので、やっぱりそうした中でうちの水質分析の委託業務、あるいはまた、府下の業務等、水質委託業務の中でそういう体制を組んで行ってきたという成果があります。

先ほど、私、水路の水質の分析、依頼を受けることもあります。それは本来は一般の会計でやるべき行為であること、それはもう重々承知しております。水質というのは、もう瞬時に採水をして、保管をしてやっていかなあかん。項目によっては、それだけの日数をかけないかんという項目もありますけれども、そういう事態の発生もあり得るということで、単価契約を今まで結んできたという状況もあります。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 先ほどの流域の

維持管理負担金で、施設ごとの金額にちょっとふれましたけども、この流域の維持管理負担金といいますのは、決算額ではございません。補正時点の見込み額ということでございまして、最終的には決算を経て、確定するものでございまして、今回、決算に計上しております額は補正時点の額ということでございます。

この段階では、施設ごとの経費というのは提示されておらず、雨水排除費ですとか、汚水処理費、こういったものは総額では提示されてますけども、施設ごとの金額については提示されておらず。先ほど私が申しましたのは、私なりに割り振ったものでございまして、大体、このくらいになるのかなということでございますので、これは数字としても不正確なものなので、これについては訂正をさせていただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 後日、資料でというふうなことで言われていますし、正確なものをきちっと出していただくようお願いいたします。

宮川部長。

○宮川土木下水道部長 私も先ほどのご説明の中で、お問い合わせになっておられます不明水調査業務委託、これは安威川以南の分流区域の話でございます。先ほど、ちょっとごじゃごじゃになりましたけれども、味舌ポンプ場はご承知のとおり、合流区域の施設でございます。

従前は、先ほども申し上げましたように、当初、一番当初は浸水対策事業として、都市下水道事業という位置づけの下、整備した施設でございます。その後、流域に包含された施設、その間、流域の施設が完成するまでの間、流域の暫定施設として利用されてきた。それ以降、本来、摂津市の水が入っている部分については区分すべき施設ではありました。し

かしながら、その時点では、はっきりと分けることができなかったがゆえに、その施設を流域下水道の一つの施設として取り扱った形の中で各市が負担してたと。流域施設が完成したことにおきまして、要はその中で摂津市が。

ですから、その水路系のポンプ場の中には、300のポンプと、それから900と1,200のディーゼルポンプが稼働していると。ですから、雨天時にはその1,200あるいは900のディーゼルポンプを動かして、味舌水路から流入する雨水は排除していただいていると。晴天時には、量的には、とてつもない量ではなくて、ただ、日常的な水が毎日に入ってくると。

それを吐くに当たっては、300の電気のポンプでくみ上げていると。その費用の分を負担といいますか、水量按分の中で委託費としてお支払いしていると、こういう状況でございます。ちょっと説明が不適切な部分がありましたことをおわび申し上げます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 部長ね、先日ですよ、ご説明を受けたのがね。「多量の」ということを言われたわけでありまして、水が流れてこんな。それに基づいて、按分をして委託料を決めているんだと、精算をするんだと。こういうご説明であったわけです。

今、聞くと、「いや、晴天時はそうでもない」ようなご説明でありましてね、どちらを信じたらいいのかですね、前回、そういうことがあるんだなということで、私ども、理解をしたわけですが、今のご説明ですと、全くまた違うような角度であります。

本来、もう既に、その施設が大阪府の方に移管されて、移管というよりもね、

大阪府の管理の下でありますので、私もがどうこういうことはできないにしても、やはりそういった条件というのは、整備しなきゃならないと、こういうふうに感じるわけでありまして。

そういうところをやっぱり貴重な市民の税やら、使用料で賄っておるこの会計なんですね。したがって、たとえ、わずかな金でも、そういったところ、やらなきゃならないというふうを感じるわけがあります。そういったことで、もう一度、味舌ポンプ場の水路系の維持管理とあわせて、この不明水対策における考えを改めて聞きたいと思えます。

テレメーターの分につきましてね、やはりそういったことも予測をされるわけですね。雷、集中的に降ったりとか、いろんなことは、あらゆる形を想定をして、設置をするわけでありまして、雷が落ちたからその修理代を全部もってくれというようなことはね、余り一方的ではないかと。

本体自体が今言いましたように、更新すべてやってですね、400万円で。そのうちの4分の1ぐらいの補修料を払わなきゃならないと、こういうような、少し利に合わないというふうに思えます。それにもう少し、どのような交渉をされたのか、その経過をお聞きをいたしたいと思えます。

水質の分析であります、特別会計と一般会計やはり区別をしなきゃならないと。担当は渡場課長だということで、大変だと思うんですけどもね。環境対策課にもそういう業務ありますし、それから、この下水道部の所管の中で水路費もあるわけですし、そういったことをやはり区分けをして、費用を捻出しなきゃならないというふうに思うわけでありまして、これについて再度、部長でも結構で

すから、お答えをいただきたいと思えます。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 すみません。何度も申しわけありません。

味舌水路系の話ですが、確かに一般会計でのご説明の折には、委託金という位置づけの中でご説明させていただきました。そういう本来、今日のような全体の流れからお話をすべきであったかもしれませんが。その辺は私も反省いたしているところでございます。

この施設につきましては、やはり本市でつくって大阪府で管理していただいている。その管理していただく中で全体の施設の一部として摂津市が今まで維持管理負担金を支払った。摂津市の持ち分としましてね。今度は、その300で排除してくれる部分は摂津の分ですよという位置づけの流れ、これはくみ上げ量をもって全体、アロケーションの中で、全体水量の中で負担しているという状況です。

ですから、今、手元にそのポンプ稼働で何トンの排除をしたと。全体、何トン排除しとるんだと、この資料、手元に持ってませんので、また、これは改めてご説明に上がりたいと思えます。

ですから、そういうふうな形の中で、晴天時にでも、やはり味舌ポンプ場の水路系のポンプ場に味舌水路を介して入ってくる。これはもう避けられない事実でございます。この分につきましては、やはり公共下水道の位置づけとしましては、汚水については当然、処理場へ排除すべき施設です。また、雨水については、雨水として公共下水道の施設を介して、安威川なりに放流すると、こういうのが本来の流れでございます。

ですから、雨天時でない晴天時に流入

してまいります水量につきましては、当然、公共下水道整備エリアでありますから、その水がそこに入ってくるということは、公共下水道整備に漏れた水、もう一つは、先ほどから申し上げてます農業用水にかかわる用水の排水がそこに入ってくる。味舌水路自身は、もともと安威川の堤防沿いをずっと下りまして、吹田の安威川のあの辺で合流している施設でございました。しかしながら、味舌ポンプ場水路系ができた時点の折にですね、その味舌水路はその下流、正雀川までの間、この間につきましては、廃止水路にされております。ですから、下流がなくなった味舌水路の水はどうしても何らかの形で排除しなければならない。この分で、今、申し上げてます公共下水道で取り込めない水につきましては、当然、本市の負担という形の中で処理につきましても、特別会計でなしに一般会計での処理とこういうふうな形にさせていただいているという状況でございます。

水質の関係でございますけれども、もう当然、原田委員ご指摘のとおりでございます。一般水路の分を特別会計で水質調査する、これはとんでもない話でございます。当然、そういう事態が発生した場合には、当然、一般水路の水質は一般会計で当然、担保するべき。

ただ、先ほど渡場参事が申し上げましたのは、私もその事例は詳しく聞いてませんが、要は公共下水道の施設に不明水として入ってきた水、不明水といえますか、そこに入ってきた水に何か、ふだんにない臭気が発生したと。その根源を追いかけていく中では、その水路にたどりつく状況があったのかなと。

恐らく、先ほど摂津ポンプ場と申しましたから、摂津ポンプ場には非常に私も頭を痛めている課題がございます。

これは、やはり下水道整備の出だしにおいては合流整備という形の中で、鳥飼区画整理事業もなされました。それ以降、分流計画に改められたことによります下水道計画の変化がございました。

その流れの中で、やはり合流のパイプを伝わってか、汚水の方にまじり込む水があるということですね。これらが追いかけていくと、その水路の方へ出てきてしまったと。その時点で、そういう採水をしたというような説明になろうかと思えます。

ですから、決して、会計の話から申し上げますと、特別会計ですべきもの、あるいは一般会計ですべきものは、明確にしなければならないのは事実でございます。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

答弁求めます。

宮川部長。

○宮川土木下水道部長 それでは、先ほど来の質問に対しまして、ご説明申し上げます。

お配りしてました図面は、安威川流域下水道の施設とします味舌ポンプ場の一般平面図ということでございます。これ、周辺の絵柄がありませんで、配列等が理解しがたいかと思いますが、図面の右側に千里幹線と書いてございます。それが安威川以北の千里幹線として、味舌水路の下から入ってくる、公共下水道として入ってくる内容の施設でございます。そこに雨水沈砂池、あるいは汚水沈砂池という形で、これが千里系のポンプ場という状況でございます。

左側に山田幹線と書いてございますが、そちらから入ってくる雨水沈砂池、この

部分が山田系のポンプ場という形になってございます。こちらはなぜ、雨水系になるかと言いますと、山田系の汚水は千里系の汚水ポンプが両方処理すると、圧送するという施設でございまして。

中ほどに小さく雨水ポンプ室という形で記載されています。この部分が今、説明させていただこうとします味舌ポンプ場の水路系のポンプ場でございまして。ここには、右下の方に味舌水路と記載しておりますが、この水が流入してくると。この雨水ポンプ室の中には、ファイ300ミリとファイ900が2台、それとファイ1,200、1台とこういうふうな表示になってます。

今現在としましては、一番上の900は使用しておりません。この雨水ポンプ室で味舌水路から入ってくる雨天時の雨は排水していただいていると、こういう状況でございまして。300は、晴天時に入ってくる水を排水していると。これが委託費としてお支払いしていると、契約の内容につきましては、今後、協議とさせていただきますという状況にさせていただきたいと考えております。

そういうふうな形で、不明水の話なんですけど、先ほど来、決算で上げております不明水につきましては、安威川以南分流域での汚水の不明水を計上しております。ただ、以北についての不明水対策、これはしておりません。

今後、委託費でもなくとも、私どもが担当がエリアを少しずつでも、刻んでも、目視なりしていくような形で不明水の対応もしてまいりたいと、このように考える次第でございまして。

それから、水質の方ですが、水質につきましては、生活項目、それから、環境項目というような分け方で、今、6社で査定している状況にあるんですが、この

内容につきましても、改めて資料として提出させていただきたい。業者名、それから、その査定額の選定の仕方、それとどういう水質項目をしているのか、一覧表をこさえて、改めてお配りさせていただきたいかと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、テレメーターに関しまして、鳥飼上とそれから、岡口、いろいろ説明させていただきました。その中で、雷に関してですが、機器の保証内容ですが、メーカー側に瑕疵があれば、その保証対象とすると、ただ、自然災害については、対象外ということで、今回、その雷の内容で故障したという物件につきまして、発注した。その中身の中では、以前取りかえてます分をストックとしておりましたので、それも活用して取りかえたというような状況でございまして、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 理解をいたしましたので、要望をいたしたいと思っております。

不明水対策調査の問題でありますけど、安威川以南をやったということでありまして、数年前に安威川以北で道路陥没が起こりまして、事故があったわけでありまして。そういった意味で、安威川以北においても、合流地域においても、目視等によるやはり調査をきちっとしていただいて、安心安全のまちづくりに寄与していただきたいということをお願いしときたいと思っております。

それから、テレメーターにつきまして、自然災害ということではありますが、OA化がだんだん進んでまいりますと、いろんなところで問題が生じます。先ほど保険の話をしたんですが、そういった一括保険等に加入するなり、また、そういった契約っていうんですか、総務防災課の

方での保険を適用できるかどうかですね、そういったことも検討していただいて、少しでも経費が安くつくように頑張っていたいただきたいということを要望して質問を終わりたいと思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

木村委員。

○木村勝彦委員 先ほど藤浦委員の方から、20年度末の摂津市の公共下水道の人口普及率のご答弁があったんですけれども、安威川以北で99.2%、以南で94.9%、まだ以北で0.8%、以南では5.1%の未整備地域があるんですけれども、それとやはり摂津市の今、吹田操作場跡地の開発を巡って、正雀処理場の問題は大変いろいろと動き出しておりますけれども、その辺のことについて、今後、やはり100%、公共下水を完備するまでの間の正雀処理場の扱いと、今後の推移について、担当の方からお答えいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 クリーンセンターに持ち込まれるし尿、それから浄化槽汚泥のまず推移でございますけれども、今現在、20年度決算で4,800トンし尿、浄化槽合わせて処理をしております、過去の推移を見ますと、年間、大体200トン、200立方メートルぐらい減少してきているのかなと。このペースでいくと、25年度、処理場が廃止になって、25年度から新たな処理になるわけなんですけれども、25年時点で4,000トンぐらいにまで減っていくのかなと考えております。

そのペースでいきますと、4,000トン減るのに20年かかるということにはなるんですけれども、今、水洗化に向けていろいろ啓発もやっておりますので、さらにこのペースを速めて、できるだけ

早く完全にゼロにはなかなかならないと思うんですけども、ゼロに近づけるように努力はしていきたいと思っております。

クリーンセンターの処理がまだ決まっております。処理方法はまだ確定はしてございませんけれども、公共下水道へ投入になるのか、どこかへ頼むのか、そこら辺が大きな問題ではあるんですけども、処理費が、よそに頼めば当然、処理費も高くなってくるということは考えられますので、量をより一層減らすように努力をしていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 吹操跡地の開発に伴います正雀処理場とそれから、クリーンセンターの取り扱い、こういう条件でございます。

今のところ、平成25年度には機能停止と吹田市の方も計画されております。ということは、私どもの方も平成25年度以降のし尿、あるいは浄化槽汚泥の処理をどういうふうにするか。以前からも協議会の中でもご説明させていただいてますように、これらの処理に当たりましては、近隣にご協力いただくとか、あるいは公共下水道へ接続する案ですとか、いろいろご説明申し上げておるところでございます。

今、吹田市との調整の中で、吹田市も25年3月末をもって機能停止にされる。そうすると、私どもがたちまち困ることになりますので、何らかの手だてを差し伸べていただきたい。何らかの形でご協力いただきたいと、その代案はないのかという形の中で進めさせていただいているんですが、なかなか私どもが思う回答がいただけてないというのが現状でございます。

ただ、25年までには、まだ多少、時

間がございます。ただ、どういうふうな方向で進めるべきかということが確定できない状況の中では、我々も非常に苦慮するところでございます。

し尿が今後、全くゼロになるかというのは、かなり長期間要するものですから、必ずこのし尿処理に対して、処理施設をつくるのか、あるいは違う形で処理するのか、民間に頼るのか、いろんな案を検討していかなければならないと思います。

ただ、今の吹操跡地のまちづくりを本当に考える中では、正雀処理場も、あるいはクリーンセンターもその場所からなくなるのが、一番の内容かとは思いますが。ただ、これらの施設につきましては、嫌悪施設という状況の中では、どこでも迎え入れられていただけることが非常に難しい施設でございますので、私どももそこで今後、存地のことも考えていかなければならないかとも思いますし、移転も考えていかなければならない。それと以前から説明させていただいてます大阪府への協力依頼、処理場での投入などに対して、これから強く、強く、申し入れも行う中で協議していきたいなど、このように考えておる状況でございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 昭和40年7月でしたかね。大阪府と吹田市と当時の三島町とで協定書を結んでおるんですけども、その中にもうたわれておるように、乙、すなわち吹田市は丙、すなわち当時の三島町の下水道施設が完備するまでの間、引き続き、丙のし尿処理を行うものとするという形で、この協定書の中にもきちりとうたわれておるんですけども、その平成25年の機能停止ということが片方にありながら、一方で吹田市の方でどんどん計画が進んでいっておるやに聞いておりますし、そういう点では、吹田市

の方からも市長が来られ、いろいろと話があって、18日には、昨日の駅前等再開発特別委員会の中でもお話があったんですけども、市長が吹田市長とトップ会談をされるということですね。

やはり委員長、私はね、これはやはり摂津市にとって、長年、この処理場、クリーンセンターがあったからこそ、大阪府のニュータウンができたんですから、ここにも書いてあるように、千里丘陵住宅地区下水道の正雀終末処理場内に設置をしたし尿投入施設の利用及び処理に関してきちりと協定書の中でもうたわれておりますように、これができたからこそ、全国で初めてのニュータウン開発ができたわけですから、その辺では大阪府も吹田市も摂津市もやはり市民に対するそういう問題についての大きな責任がありますし、そういう点では吹田市がいろいろ動かれることはとやかく言うもんでありませんけれども、そのことについて、摂津市長が吹田市長とトップ会談をされるということでもあります。

きのうも駅前等再開発特別委員会で藤浦委員の方から議会としても何らかのアクションを起こすべきであるというような意見もありましたし、私もその点では全く同一の価値観を持っております。建設常任委員会としても、議会としても、市長がトップ会談をされるに当たって、一定、駅前等再開発特別委員会あるいは建設常任委員会意思集約をして、議長を通して市長に対して、吹田市に対して、この協定書を遵守して、摂津市の立場をきちり守ってもらうように、後方支援していますか、一定の申し入れをしていくということにはいかがだと思いますんで、その辺、委員長団として、建設常任委員会の意思集約を図っていただきたいと思います。

○山本靖一委員長 今の木村委員の申し出の話は先日も藤浦委員の方からもありましたし、今、提案されている駅前等再開特別委員会の委員長団、あるいは議長団と連携を取りながら、何ができるかということについて、ご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

木村委員。

○木村勝彦委員 最後に要望だけ。

○木村勝彦委員 委員長の方で、そういうまとめといいますか、発言をいただきましたので、森山市長が吹田市長とトップ会談をされる18日までにできたら、議会もこういう意見集約をしてもらっているという後方支援として言えるように、できたらまとめていただいたら結構かと思ひますので、その辺、よろしくお願ひしときたいと思ひます。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午後1時17分 休憩)

(午後1時18分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

ほかに。

野原委員。

○野原修委員 それでは、数点、質問させていただきます。

先ほど各委員の方から質問があったことにダブることに関しましては、視点を變えて質問させていただきますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、人口普及率のところ、先ほどからご答弁、また、質問なりあったのですが、多分、今、東別府のところ、1%ふやすということに関しては、かなりの費用がかかってくると思ひます。これは、単年度でやられるんか、それともほかの事業を前倒しした形でそこを重点的にやられるんか、その辺の方向性をお聞かせ願ひたいと思ひます。

それと2点目、受益者負担金、それと使用料、これに関しまして、先ほどご質問あって、ご答弁いただきました。一応、使用料に関しましては、19年度と比べまして、1,178件ふえておりますが、使用料としては6,401万円減っているということで、これは大手企業がへこんだという先ほどご答弁ありました。それを一応、認識できました。

不納欠損に関してであります、この受益者負担金、また、使用料、不納欠損に関して、どのような今まで取り組みされて、今後、どのような取り組みをされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、第3点目、不明水調査業務委託料に関しまして、今、ご質問ありました。多分、平成19年のときには、609万円ということで、4,175メートル、1メートル当たり1,458円、平成20年度は672万円で、3,428メートル、1メートル当たり1,960円、これは多分、目視353回が入っているんで、メートル数も短くなって、金額も上がっていると思うんですが、先ほどの答弁お聞きしました。これ、多分、陥没とかそういうのを含んだ形で目視を入れられたかと思うんですが、管内のABCランクを見ていくとなれば、カメラのメートル数をふやしていくんか、それとも、今後、こういう形で目視という形を重点を置かれるのか、その辺の考え方をお聞かせください。

それと事務報告書262ページの下水道管理事業の公共下水道管渠内調査委託料で、平成19年、207万9,000円で、1,898メートル、1メートル当たりの単価が1,095円、平成20年度304万5,000円で、2,095メートル、1メートル当たり1,45

3円になっております。これは、1メートル当たりの単価がこれほど違うのはなぜかお聞かせ願いたいと思います。

それと続きまして、台帳作成業務委託料のところで、公共下水道250万9,500円、平成18年度は何キロできたかというのが載っておりませんでした。平成19年度に対しましては、178万5,000円で2.7キロ、これ多分、業者名は一緒なんですけど、これ、契約はどのような契約内容かお聞かせください。

7点目としまして、事務報告書263ページのガランド水路親水施設管理事業のところで、樹木管理委託料の契約内容をお聞かせいただきたいと思います。

それと8番目、せせらぎ水路等清掃委託料、これは先ほども質問がありました。今回は1回、清掃に職員の方が入られて単価が低くなったというのと、日照時間が短かったという形の答弁があったように記憶しております。これ、過去からずっと提案をお願いしていることなんですけど、これは教育委員会、三中なり、摂津小学校なりと連携して。下水の再生利用という利用水という形のもんですから、摂津市が誇る施設であるんですから、子供たちなんかに自信を持ってとか、誇りを持ってこういう施設があるというPRで、教育委員会と連携して、このガランド水路の清掃なり管理を取り組めないかという提案をずっとさせていただきましたが、これの取り組みはどうなっているのか、お聞かせください。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村下水道整備課長 東別府地域の下水道の方向性についてということで、ご答弁申し上げます。

大体1%の普及率がございまして、延長といたしまして、約1,400メート

ル、これを単年度でちょっとするわけ、工事の順序等を考えますと、単年度ではできませんので、約5年程度かかるものと考えております。

それから、事業費でございますけども、大体2億数千万円かかるということでございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 受益者負担金、それから、使用料の回収に向けた取り組みということで説明をさせていただきます。

まず、受益者負担金でございますが、これは3年間6回ということで、分割納付になっておりまして、各期別ごとに滞納されるような場合は、大体二十日ぐらいを目途に督促をしております。その後、さらに納付がないような場合については、文書で催告をし、もしくは金額等によっては面談を行って納付を促しております。

下水道使用料につきましても、基本的には水道部さんの方で督促告をやっているという状況でございますけども、下水道料金だけを滞納されている方もございますので、そういった方については、下水の方で未納者と面談を行って、一括納付が無理であれば、分割納付というような相談にも応じまして、未済額の解消を図っておるところでございます。

今後につきましても、今のような取り組みを継続していきたいと考えております。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 野原委員のご質問のうち、不明水対策についてご説明申し上げます。

ここで申し上げます不明水対策は、分流地域を中心に進めております。その中で、毎年実施してきておるわけですが、テレビカメラによる調査ですんで、その

管の径とかいうのでは余り単価、設計単価には差はございません。

ちなみに、これ、どこで差が出てくるんかと言いますと、やはり応札、入札の札入れのときの金額で差が出てきて、それをデータ数で除していくと、単価に相違が出てくるかなということでございます。

特に、去年の場合には、委員からもありましたけれども、目視調査、大体、延長にして10キロぐらい353カ所ですね、10キロぐらいを約ですけども、させていただいて、それが20年度には少し金額的にかさ上げしていったということで、ちなみに申し上げますと、大体、例年やっております金額では、18年では大体1メートル当たり1,500円、19年度でも大体1,458円ですから、約1,500円、20年度にはその目視調査を合わさったために単価的に上がっているというような状況でございます。

今後、どうしていくんだということですけども、この不明水の地域が今、分流地域で実施しておりますけれども、方法としてはやはりTV、テレビカメラによる調査が主流になってくるかなというふうに思います。

目視の調査も一緒にやりながら進めていこうという考えの中ですけども、じゃ、もう地域を分流地域に限らず、その管の長期寿命化を図るという意味で、クラックの状況はどうなんだとかいう、その管の状況調査ですね、それを不明水という名目を打つか、管渠内という名目を打つかは別にして、地域全体に排水区も処理分区も含めて、そういう調査に入っていく時期にもう来てるかなというふうに考えております。今後もやはり継続して地域限定にはならず、進めていかなければならない事業かなというふうに考えて

おります。

それと管渠内調査ですけども、不明水調査と調査のやり方、ほとんど一緒でございますまして、TV調査でテレビカメラを入れてやっていきます。これも、管の径とか、そういうのに余り影響されずに、大体、同じような金額になってくるかと思うんですけども、その年、その年の業者の方が入札される金額の差額で若干のずれは出てくるかなとは思いますが、設計単価的には、もう余り変わりません。

やっぱり、これもちなみに申し上げますと、18年度では1メートル当たり1,497円、1,500円ぐらいですね。19年度が1,095円、ご指摘のありましたが、1,095円ですね。20年度が1,453円、1,500円ぐらい。この19年度は新規の業者がかなり企業の努力をしていただいて、その中で頑張っていたら、単価が下がったということで、設計金額に対しての応札額のずれが出てきているかなというふうに思います。

それと台帳ですけども、これは毎年、どういう調査をするかと申しますと、中でやっていく仕事と外でやっていく仕事が二つに分かれるんですけども、整備の対象となるものについては、前年度、例えば、20年度でしたら、19年度に整備課の方で整備した管の延長、それから、その年の19年度の開発なんかでつけられた本管あるいは柵、あるいは、また、摂津市の方で柵を設置していったとかいうのをまとめて、20年度にさせていただくという形で、18年、19年のあれですね、距離が何ぼだということですけども、19年度には約5,000メートル、5キロほどしております。17年度からの累計はもう合わせまして、約1

万7, 500メートルほどあるわけですが、18年度は5,380メートル、5.38キロやっております。先ほど申し上げましたように、17年度からの累計でしますと、約1万7,500メートルの台帳整備をしております。

現在、私どもが下水道台帳の整備として、実数として20年度末でつかんでおります数字、ご参考までに申し上げますと、合流区域で10万150メートル、合流区域で。分流区域では汚水の管が14万7,240、雨水管で7万6,102メートル、トータルで32万3,000キロほどありまして、言いましたら、323キロぐらい下水道の台帳としては今、整備されております。

それと、ガランドの。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 ガランド水路の剪定関係でございますけれども、これは、快適な緑道を市民に開放するために樹木の管理業務を委託しておるものでございまして、指名競争入札で業者の決定をさせていただいております。

決算額といたしましては、20年度は168万円でございます。

委託内容でございますが、剪定作業、高・中木、11月ごろに年1回、それと低木の刈り込みを7月、11月に年2回、それと肥料等は年に1回しております。

それとただ桜管理作業として、一式させていただいております。

それとせせらぎ水路についてですね。以前、教育委員会と子供たちに連携して、清掃等をしていただいたと。そのときには、私も一緒に行って一緒にやりました。ただ、やっぱり、そのころはまだ砂を敷いてませんでして、私ももう怪我等がなければいいなというので、心配しながら清掃活動をしたんですけども、無事けが

なく、終わった次第でございます。

ただ、この21年度からガランド水路の清掃も砂も敷かせてもらいまして、この4月からシルバー人材センターの方で毎日3時間、砂を敷かせてもらったところですけども、清掃しております。1日3時間を4月から10月の間は1日に3時間、まだ11月から来年の3月までは1日2時間、清掃する予定をしておりますので、今後、また、剣先の方ですけども、その辺の関係に関しまして、また、教育委員会と話をしまして、できる限り、入ってできたらいいなと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 先ほどの人口普及率のところで、東別府の取り組みということで、一応5年ぐらいを計画されているという話をいただいたんですが、これは今、同意をもらえるかどうかの係争中というんか、そういうところでどうなっていくかという形はあろうかと思うんですけど、今まで長い間、その地域の方が待たれていたということで、この5年と言わず、もう少し雨水対策とか、ほかの部分を抑えて、そこに優先的にやっていくような考え方があるんかどうか、来年の予算にそれを反映されるような形があるのかどうか、その辺のお考えを聞きたいと思っております。

それと受益者負担金の不納欠損、使用料の不納欠損に関しましては、また、それぞれ取り組みをなされるということなんですけど、下水道使用料に関しましての営業努力、過去1社で5,000万円ふえたというように記憶しております。今後、企業の方も少し厳しい状況にありますが、この下水道使用料に関して、今後どのような、来年度に向けてどのような営業努力をされていくのか、その辺の

決意をお聞かせいただきたいと思います。

それと管内調査に関しましては、一応、聞かせてもらって、わかったような、わからんような形のもので、平成19年はその企業努力によって1メートル当たり1,095円になったと。それで、20年度は1,453円がこれは普通の金額だというようなのご答弁かと思いますが、これ、企業努力で1,095円できるんだったら、そういう業者を。これは多分、入札でされているんだと思うんですけど、それに企業の方にそういう営業努力でその金額でできるんだったら、そういう金額でやらすような取り組みはできないのかどうか、その辺、再度、お聞きしときたいと思います。

それと台帳作成業務委託であります、平成18年度は5.3キロで250万円という認識でよかったんでしょうか。それに対して、平成19年度は2.7キロで178万円、同じ業者によって、これ多分、18年度はこうなったら、めちゃめちゃ高かったんじゃないかなと思うんですけど、その辺の見解お聞かせください。

続きまして、ガランド水路の樹木管理委託料、これ、多分、指名競争入札という形なんです、これ、公園みどり課でやっている業者と多分、同じ業者が請け負われているとは思うんですけど、公園みどり課の方では、そういう形で今まで競争入札が単価契約になったりという形で、どういう形にすれば、一番安くなるかというような取り組みをされているんですけど、このガランド水路に関しまして、もう本来はこういう樹木に関しましては、公園みどり課の取り組みの形が私はいいいとは思いますが、その辺は今後、協議、庁内でされていって、どういう形にされるんかという、これからは協議し

てもらいたいと思うんですが、この辺のところ、樹木に関しましての指名競争、また、単価契約というような料金を抑えられるというような、その辺の考え方というのか、その辺はどのように考えているのか、再度お聞かせください。

これは、多分、ガランド水路は先ほど藤浦委員の方も言われました形で、今度、南千里丘の親水化に連携されるような形も出てこようかと思えます。

今後、南千里丘のその親水化とガランド水路、彩りの道という形で、こういう一つの摂津の名所となっていく取り組みなので、管理としては公園みどり課なんか管理してもらった方が緑という面ではいいかと思うんですけど、その辺の考え方を同時に聞かせください。

せせらぎ水路の清掃に関しましては、過去から提案してたんですけど、過去、山口課長が今言われた過去1回取り組んで、そのときに何もなかったということで、その後も委員会では何度となく、一応、教育委員会と協議して、早い機会にそういうやっぱり子供たちの教育という形の中で、また、摂津愛という形のもので、郷土愛をはぐくむためには、「摂津にはガランド水路というすばらしい施設があるんだ」という形のを、子供たちにもそれを認識してもらおうことで、摂津愛、郷土愛をはぐくんでほしいという提案をしていたんですけど、今、まだやられてないということなんですけど、これは今後、そういう形でより推し進めていただきたいと、これは要望にします。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 企業等への水洗化に向けた努力ということで、今後の決意でございますけども、し尿やそれから、浄化槽汚泥が減るということは、下水道特会については使用料収入の増収という

ことにつながるわけでございます。一方、一般会計については、し尿、それから、浄化槽汚泥の処理費が削減されるという歳出の削減につながるということで、財政的に大変厳しい状況でございますので、今まで以上に下水道への接続ということを企業等に積極的に啓発をしていきたいと考えております。

○山本靖一委員長 藤井次長。

○藤井土木下水道部次長 それでは、東別府の公共下水道の汚水整備につきまして、1回目の答弁で5年ぐらいかかるということにつきまして、また、来年度の予算に、どうしていくんやというようなことのお問いにつきましてなんですが、このことにつきましては、先の建設の協議会でも説明いたしましたように、昭和40年代にこの地区を開発した業者がことし1月末をもちまして解散したと。それを受けまして、清算人がついたことから、転売されては困るということから、仮処分を6月に打ちまして、摂津市を債権者にした仮処分が決定された。ただ、調べていった中で、もう1個の業者が見つかったということにして、この業者につきましては、先月29日に仮処分決定されまして、10月30日にまたまた摂津市を債権者とする仮処分命令が下りまして、登記簿謄本に処分禁止、仮処分とこう載ったような次第でございます。

このような事態を受けまして、今後、摂津としましては、大阪地方裁判所から相手方に対して通知されるこの時期がございまして、今週中にはその通知が完了されるであろうと。

予定としましては、来週にうちの顧問弁護士にしておる関係で、顧問弁護士名で文書をもって、期限を切りまして、摂津市の方に所有権が移転するようにと、まずをもって、それを行います。続きま

して、それで応じられない場合は、じかに交渉しまして、さらに応じてもらえない場合につきましては、議会に上程いたしまして、議決を賜りまして、その2社を相手取って、訴訟を起こしていくということが今後、想定されます。

この最悪の事態は、訴訟でございまして、訴訟を起こしてからは今度は判決がもらえるまでと申し上げますか、確定するまで、あの場所については手をつけられない状態に陥る可能性がございまして。

ということですので、いつ着工できるかということにつきましては、今現在ではまだ明確になっておりません。ただ、来年度の予算のことにつきましては、何分にも大きいのは国費でやっていくと。この辺の国費でやっていくという期限もございまして。

と申し上げまして、この東別府だけに対して、予算を措置しておきまして、できなければ、その部分をどこかに回せる措置もしておかなければならないということから、平成22年度の公共下水道の予算につきましては、このところができるような状況判断、この時期はいつなんだということも含めまして、柔軟的な対応でできる時期、今のところ考えておりますのは、おおむね5月ごろをめぐりに考えております。5月ごろまでに着工できるということになりますと、東別府の地域において、一部下流の方向から施工に入っていきたいと。

この5月ごろと申し上げますのは、何分にも公共下水道の汚水管整備だけではございまして、それに対しまして、水道管の移設も発生してまいりますので、まずは移設をしてもらわなければ、公共下水道の布設もできない。不確定要素もございまして、一応の目途としましては5月ごろに着工できるかどうかのこと

を決めていきたいと。

それまでは、先ほど申し上げましたように、道路用地そのものが摂津市の名義になるような形での、これ、道路課の所管になるわけなんです、道路課の方で道路すべてが摂津市の名義に変わるよというということで、今後、努力していくと、こういうような次第でございます。

ただ、あと5年、通常、これは5年間というのは、今までの整備の計画ですと5年間ってというのは通常のことです。ただ、付近といいますか、長年来待っておったので、精いっぱいの協力を住民としてやってあげるから、1年でも早くやってよと。申し上げますのは、公共下水道工事やることによって、至るところで通行どめが行われます。このことにつきまして、可能な範囲で短縮を図っていきたくというふうに考えてます。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 ガランド水路の樹木管理委託、そして、私どもの公園みどり課もかなり樹木管理委託発注しております。それとまた、今後、南千里丘の親水事業がありまして、また、これら樹木剪定等もかなりあろうかと思っております。

ですから、今後は、その関係部署寄りまして、今後のそういう樹木の管理関係をどうするかというのは、近々に、担当部署と協議をしまして、回答、検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 2回目の3番目にご質問受けました管渠内調査、19年度、企業努力で安いということで、それでできないかということですけど、何分、入札をやりましたときに、どの企業がどれだけ金額ってというのが、見込みは

立てにくいかなと思うんです。

そうした中で、私どもの方としては設計の中の金額であって、その入札される企業の方で、それなりの業務評価なり業務の単価を決めた中で入札してくれるので、その出された金額が企業にとってどうであったかということも大事でしょうけれども、摂津市にとってもどうであったのかということも大事ではないかなと思うんですけども、できるだけ安い費用で効果は高くというふうに考える中では、できる範囲の努力はしていかなきゃいかなのかなというふうに考える次第でございます。

それと台帳の整備でございますけれども、18年度が金額的に高かったんかなというふうに申されたように、私、取っておるんですけども、台帳につきましては、大体、毎年、整備する距離の大体600円弱がメートル当たりの単価であって、過去17年からの分を比較しますと、特にその年度で低かったとか、高かったというのが大体、この普通ですか、平均したような金額でなされてきているように思います。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 東別府に関しましては理解しました。ぜひとも、5月着工という形に向けて努力していただきたいとお願いしときます。

あと、使用料に関しましても、これから精いっぱい努力していただいて、本当に厳しい経済状況の下、努力していただいた形で取り組んでいただきたいと、お願いしときます。

契約に関しましても、今、渡場参事の方から言われて、一定の理解はできるんですが、やはりこの厳しい状況の下、何とか費用対効果、摂津にとって悪かろう、安かろうじゃなくて、本当にいい業者で、

本当にそれだけの費用を抑えた中でやってもらえるというような形で指導していただき、費用対効果が上がるような形で今後も取り組んでいただきたいと思います。

また、ガランド水路に関しましては、これから庁内協議を密にさせていただいた形で、本当に有効的な効果的な取り組みを当たっていただくと、これを何とか予算に反映できるような形で各課協力していただきたいと思いますということをお願いして質問を終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。

暫時休憩します。

(午後1時49分 休憩)

(午後1時51分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

認定第2号の審査を行います。

補足説明を求めます。

中岡水道部長。

○中岡水道部長 それでは、認定第2号、平成20年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

まず、17ページの事業の概況の中で記載いたしておりますが、平成20年度の年間送配水量は1,143万8,250立方メートルで、前年度に比べ14万3,530立方メートルの減少、年間総有収水量は1,072万943立方メートルで、前年度に比べ21万3,956立方メートルの減少となっております。

この主な要因といたしましては、景気が悪化していることや、需要者の節水意識が定着しているためと考えております。

水源別配水量につきましては、別表1

に記載いたしておりますように、自己水の割合は前年度に比べ、1.9ポイント上昇し、32.2%、368万6,350立方メートル、大阪府営水は1.9ポイント低下し、67.8%、775万1,900立方メートルとなっております。

また、1立方メートル当たりの給水原価につきましては、19ページの別表2に記載いたしておりますように、前年度に比べ2.9%、5円54銭低下の187円3銭、供給単価につきましては、1.9%、4円11銭低下の208円5銭となっております。

続きまして、35ページからの収益費用明細書でございますが、同明細書は税抜き金額で表示いたしております。

収益では款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益は、前年度に比べ、8,940万1,519円減少の22億3,052万5,768円となっております。

この内容につきましては、景気の悪化などにより前年度に比べ、水需要が減少したこと及び平成19年10月1日から水道料金を2.4%値下げしたことによるものでございます。

目2、受託工事収益は、前年度に比べ2,017万3,310円増加の2,376万2,617円となっております。これは、南千里丘のまちづくりに伴う受託工事収益があったことなどによるものでございます。

目3、その他営業収益は、前年度に比べ、46万6,098円増加の835万6,405円となっております。これはマンションや住宅開発などに伴う給水に係る設計審査や工事検査の手数料が増加したことなどによるものでございます。

目4、受託工事収益は、前年度とほぼ同額の3,967万5,578円となっ

ております。これは下水道料金徴収受託料でございます。

次に、36ページの項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金は、前年度に比べ540万3,331円増加の1,137万8,158円となっております。これは、平成20年3月31日から摂津市土地開発公社へ5億円を貸し付けしたことにより、貸付金利息収入があったことなどによるものでございます。

目3、土地物件収益は、前年度と同額の317万2,750円となっております。これは消防庁舎鳥飼そう水所ゲートボール場の土地使用料及び太中浄水場ゲートボール場の施設使用料でございます。

目4、雑収益は前年度に比べ、31万1,382円増加の40万8,333円となっております。これは、水道賠償責任保険の保険金収入があったことなどによるものでございます。

目5、納付金は前年度に比べ、1,586万2,500円増加の6,648万7,500円となっております。これは住宅開発などに伴う給水装置の新設や、口径変更に伴う納付金が増加したことによるものでございます。

目7、他会計負担金は前年度に比べ、102万3,110円増加の2,211万6,561円となっております。これは水道料金の福祉減免相当額を一般会計から負担金として収入したものの、及び下水道使用料に係るOAシステム関係費用、下水道事業特別会計から負担金として収入したものでございます。

続きまして、37ページからの費用につきまして、ご説明申し上げます。

37ページから38ページにかけての款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水上水及び送水費は前年度に比べ、2,609万847円減少の9億9,

450万9,941円となっております。これは、太中浄水場や送水所の運営に係る人件費、維持管理費、動力費、大阪府営水道の受水費などで、減少の主な理由といたしましては、動力費や薬品費などは増加したものの、人件費や修繕費、受水費などが減少したことによるものでございます。

38ページから39ページにかけての目2、配水給水費は前年度に比べ、1,683万1,336円減少の1億4,637万8,044円となっております。

これは、人件費のほか、夜間及び閉庁日における修繕業務の委託、水道管漏水による修理、給水管の切りかえ工事などの費用で、減少の主な理由といたしましては、人件費や修繕費などが減少したものでございます。

39ページから40ページにかけての目3、受託工事収益は前年度に比べ、992万9,598円増加の3,801万1,906円となっております。これは、人件費のほか、受託修繕に伴う給水装置の修理費や材料費などで、増加の主な理由といたしましては、人件費等は減少したものの、南千里丘のまちづくりに伴う工事請負費などが増加したものでございます。

40ページのみ4、業務費は前年度に比べ、68万2,774円増加の1億3,340万6,293円となっております。これは人件費のほか、検針業務や検定満期量水器取りかえ業務等に係る委託料などで、増加の主な理由といたしましては、印刷製本費や修繕費などは減少したものの、人件費などが増加したものでございます。

41ページから42ページにかけての目5、総係費は前年度に比べ、235万5,016円減少の2億2,249万9,

117円となっております。

これは人件費のほか、中央送水場施設管理業務やOA機器の保守、電子複写機等の借り上げ、郵送料などの一般部局への負担金、その他水道事業運営に係る一般管理的な費用で、減少の主な理由といたしましては、委託料や賃金などは増加したものの、人件費などが減少したものでございます。

42ページの目6、減価償却費は前年度に比べ、2,686万9,287円減少の3億6,316万2,123円となっております。この減少の主な理由といたしましては、構築物などに係る減価償却費は増加したものの、機械及び装置、工具、器具及び備品に係る減価償却費が減少したことによるものでございます。

目7、資産減耗費は前年度に比べ、59万3,196円増加の248万1,386円となっております。これは老朽化に伴い、量水器やパソコン、車両などの有形固定資産の処分を行ったものでございます。

42ページの項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費は前年度に比べ、2,954万4,290円減少の1億4,131万6,021円となっております。これは平成19年度までに借り入れた企業債に係る支払利息でございます。

目5、雑支出は前年度に比べ、12万3,788円減少の140万2,152円となっております。これは水道料金過年度還付金などでございます。

43ページの項3、特別損失、目1、特別損失は、前年度に比べ、135万4,400円増加の971万1,625円となっております。これは転出先不明や企業倒産等による水道料金等の徴収不納分  
認定第2号、平成20年度 摂津市水

道事業会計決算認定の件につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

それでは、決算書に基づきその内容をご説明申し上げます。

まず、17ページの事業の概況の中で記載いたしておりますが、平成20年度の年間総配水量は、1,143万8,250立方メートルで、前年度に比べ、14万3,530立方メートルの減少、年間総有収水量は、1,072万943立方メートルで、前年度に比べ、21万3,956立方メートルの減少となっております。

この主な要因といたしましては、景気が悪化していることや、需要者の節水意識が定着しているためと考えております。

水源別配水量につきましては、別表1に記載いたしておりますように、自己水の割合は前年度に比べ、1.9ポイント上昇し、32.2%、368万6,350立方メートル、大阪府営水は、1.9ポイント低下し、67.8%、775万1,900立方メートルとなっております。

また、1立方メートル当りの給水原価につきましては、19ページの別表2に記載いたしておりますように、前年度に比べ、2.9%、5円54銭低下の187円3銭、供給単価につきましては、1.9%、4円11銭低下の208円5銭となっております。

続きまして、35ページからの収益費用明細書でございますが、同明細書は税抜き金額で表示いたしております。

収益では、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益は、前年度に比べ8,940万1,519円減少の22億3,052万5,768円となっております。

この内容につきましては、景気の悪化などにより、前年度に比べ水需要が減少したこと及び、平成19年10月1日から水道料金を2.4%値下げしたことによるものでございます。

目2、受託工事収益は、前年度に比べ2,017万3,310円増加の2,376万2,617円となっております。

これは、南千里丘のまちづくりに伴う受託工事収益があったことなどによるものでございます。

目3、その他営業収益は、前年度に比べ46万6,098円増加の835万6,405円となっております。

これは、マンションや住宅開発などに伴う給水に係る設計審査や工事検査の手数料が増加したことなどによるものでございます。

目4、受託事業収益は、前年度とほぼ同額の3,967万5,578円となっております。

これは、下水道料金徴収受託料でございます。

次に、36ページの項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金は、前年度に比べ540万3,331円増加の1,137万8,158円となっております。

これは、平成20年3月31日から摂津市土地開発公社へ5億円を貸し付けたことにより、貸付金利息収入があったことなどによるものでございます。

目3土地物件収益は、前年度と同額の317万2,750円となっております。

これは消防庁舎、鳥飼送水所ゲートボール場の土地使用料、及び太中浄水場ゲートボール場の施設使用料でございます。

目4、雑収益は、前年度に比べ、31万1,382円増加の40万8,333円となっております。

これは、水道賠償責任保険の保険金収

入があったことなどによるものでございます。

目5、納付金は、前年度に比べ、1,586万2,500円増加の6,648万7,500円となっております。

これは、住宅開発などに伴う給水装置の新設や口径変更に伴う納付金が増加したことによるものでございます。

目7、他会計負担金は、前年度に比べ102万3,110円増加の2,211万6,561円となっております。

これは、水道料金の福祉減免相当額を一般会計から負担金として収入したものと及び、下水道使用料に係るOAシステム関係費用を下水道事業特別会計から負担金として収入したものでございます。

続きまして、37ページからの費用につきましてご説明申し上げます。

37ページから、38ページにかけての款1、水道事業費用、項1営業費用、目1、原水・浄水及び送水費は、前年度に比べ2,609万847円減少の9億9,450万9,941円となっております。

これは太中浄水場や送水所の運営に係る人件費、維持管理費、動力費、大阪府営水道の受水費などで、減少の主な理由といたしましては、動力費や薬品費などは増加したものの、人件費や修繕費、受水費などが減少したことによるものでございます。

38ページから39ページにかけての目2、配水・給水費は、前年度に比べ1,683万1,336円減少の1億4,637万8,044円となっております。

これは人件費のほか、夜間及び閉庁日における修繕業務の委託、水道管漏水による修理、給水管の切替工事などの費用で、減少の主な理由といたしましては、人件費や修繕費などが減少したものでござ

ざいます。

39ページから40ページにかけての目3、受託工事費は、前年度に比べ992万9,598円増加の3,801万1,906円となっております。

これは人件費のほか、受託修繕に伴う給水装置の修理費や材料費などで、増加の主な理由といたしましては、人件費等は減少したものの、南千里丘のまちづくりに伴う工事請負費などが増加したものでございます。

40ページの目4、業務費は、前年度に比べ68万2,774円増加の1億3,340万6,293円となっております。

これは人件費のほか、検針業務や検定満期量水器取替業務等に係る委託料などで、増加の主な理由といたしましては、印刷製本費や修繕費などは減少したものの、人件費などが増加したものでございます。

41ページから42ページにかけての目5、総係費は、前年度に比べ235万5,016円減少の2億2,249万9,117円となっております。

これは人件費のほか、中央送水所施設管理業務やOA機器の保守、電子複写機等の借上、郵送料などの一般部局への負担金、その他水道事業運営に係る一般管理的な費用で、減少の主な理由といたしましては、委託料や賃金などは増加したものの、人件費などが減少したものでございます。

42ページの目6、減価償却費は、前年度に比べ2,686万9,287円減少の3億6,316万2,123円となっております。

この減少の主な理由といたしましては、構築物などに係る減価償却費は増加したものの、機械及び装置、工具器具及び備品に係る減価償却費が減少したことによ

るものでございます。

目7、資産減耗費は、前年度に比べ59万3,196円増加の248万1,386円となっております。

これは老朽化に伴い、量水器やパソコン、車両などの有形固定資産の処分を行ったものでございます。

42ページの項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ2,954万4,290円減少の1億4,131万6,021円となっております。

これは平成19年度までに借り入れた企業債に係る支払利息でございます。

目5、雑支出は、前年度に比べ12万3,788円減少の140万2,152円となっております。

これは水道料金過年度還付金などでございます。

43ページの項3、特別損失、目1特別損失は、前年度に比べ、135万4,400円増加の971万1,625円となっております。

これは転出先不明や企業倒産等による水道料金等の徴収不能分を過年度損益修正損として処分したものでございます。

続きまして、43ページからの資本的収入支出明細書につきましてご説明申し上げます。

43ページの収入の款1、資本的収入、項1、企業債、目1、企業債は、前年度に比べ3,000万円減少の3,000万円となっております。

これは前年度に引き続き配水管整備事業を実施するために借り入れた企業債でございます。

項2、工事負担金、目1、工事負担金は、前年度に比べ58万円増加の203万円となっております。

これは消火栓7個所設置に係る工事負

担金収入でございます。

項3、貸付金、目1、貸付金は、前年度に比べ5億円の増加となっております。

これは、平成20年3月31日に摂津市土地開発公社へ6か月更新で貸し付けた5億円が、期間満了により一旦返還されたものとして会計上の処理を行ったものでございます。

次に44ページから45ページの支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費は、前年度に比べ1億569万6,800円減少の5,408万8,000円となっております。

太中浄水場等の浄水・送水施設の改修については中長期的な計画に基づいて実施しており、平成20年度は、気曝槽防音工事や急速ろ過池底盤耐震化工事を行ったものでございます。

目3、固定資産取得費は、前年度に比べ2,188万4,904円増加の4,429万6,833円となっております。

この主な理由としましては、OAシステム基幹業務サーバーや水質モニターの更新などにより工具器具及び備品や、機械及び装置などの取得費が増加したものでございます。

目6、配水管整備事業費は、前年度に比べ227万7,157円増加の1億3,709万8,523円となっております。

この主な理由としましては、人件費などは減少したものの、委託料や工事請負費が増加したものでございます。

項2、企業債償還金、目1、企業債償還金は、前年度に比べ2億419万4,740円減少の3億4,226万5,938円となっております。

これは平成14年度までに借り入れた企業債の元金償還金及び、公的資金補償金免除繰上償還制度により繰上償還した

元金償還金などでございます。

項3、貸付金、目1、貸付金は、前年度と同額の5億円となっております。

これは、摂津市土地開発公社へ6か月更新で貸付を行ったものでございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 何点か質問をさせていただきます。

まず一番最初に、総則的にといいますか、今回の決算では単年度で3億5,300万円の純利益があったということで、今まで累計、この剰余金としては10億4,000万円ということになっています。その内訳について、先ほど来、説明がありました。

まず、マイナスとして大きな原因は、給水収益がマイナスになっていると、これ、経済的な情勢も含めて、それは最も理解できるところでございますけど、それに反して、さまざまにプラス要因があったということで、その一々はもうわかるんですが、その中で、先ほどのご説明にありましたけども、前年10月に水道料金の値下げを行ったその影響もありましたということでございましたけども、その部分の影響額については、一体、どれぐらいになったのか。この給水収益の減少の中に含まれていると思うんですけどね。これがわかれば、ご答弁ください。

それから、2番目に、自己水の比率でございませう。

先ほども大阪府の承認水量が減額になりましたということで、それは責任水量を認めてもらったということだと思っておりますけどね。これは、以前にも何回も減額の交渉をされて、下げてこられた経緯

がありますが、平成20年度ではこの受水量775万1,900立方メートルですけれどもね。承認水量、一体幾ら下げてください、幾らになっているのか、20年度ですね。幾ら下げてもらって、幾らになったのか。承認水量、ご答弁お願いします。

それから、3番目、給水原価についてでございます。

平成20年度の給水原価が19年よりも5円54銭下がりました、187円3銭ということになりました。いよいよ190円を切って、183円台まで下がってきたということで、その要因ですね、これについては、説明もありましたけども、もう一度改めて、その下げられた要因ですね、ご答弁お願いしたいと思います。

それから、人件費ですね。4番目、人件費です。平成16年では60人体制でありましたね。それが20年度では48人体制というふうに減ってきています。19年度からでも4人削減をされているということになってはいますが、これは当然、ご努力あったということはよく理解できるんですけども、業務的にこの60人から48人まで減らしてきたということと、その業務の内容との関係で、どういうことを意味するのかね。要するに、余剰人員が要とは思いませんが、その分、切りかえてアルバイトを入れたとか、いろいろあると思うんですけどね。そういう中身を教えてください。

それから、5番目、特別損失です。平成20年度で特別損失が約971万円で計上されていますが、少しその中身を詳しく説明ください。

それから、6番目でございます。これ、昔の話で蒸し返すようで大変心苦しいんですけども、この20年度に寒い時期だっ

たんですね。千里丘の4丁目のところで水道管が破裂をいたしました。結構、大きな管の破裂でして、事件としては大きな事件になりました。そのときの損失がこれは12月の時点での分で、議会で答弁されているので言いますと、漏水で出た水量が約916立方メートル、それから、洗管で640立方メートル、だから、合わせると大体1,500立方メートルを損失したということになりますね。それから、減免、特に水が濁り、結構、広範囲に濁ったから、その減免が約157万円、これは当時ですね。それから、マンションの受水槽の清掃等の費用も負担をして、12月の段階では、もう既に560万円の損失が出ていますよと、こういう答弁がありますが、この損失はこの会計の中では、どこに潜んでいることになるのか、説明をしていただきたいと思えます。

それから、7番目、浄水送水施設整備計画についてでございます。

先ほどもご説明ありました。平成20年度では気曝槽の防音工事、それから、急速ろ過池底盤耐震化工事等を実施をされていますけれども、その工事の概略、どういう工事であったのか、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、8番目、鉛給水管の切りかえについてございまして、順調に取りかえ作業を行っていただいております、これ、毎年の取りかえ量は水道事業年報にも記載されていただいておりますが、平成20年度で取りかえ件数が91件ということになってはましてね、全体が一体、どれぐらいの量があって、もう既にこれだけパーセントは終わりましたよというものがわかればお示ください。

○山本靖一委員長 原課長。

○原工務課長 8番目の塩化鉛給水管の

切りかえの状況ということで、進捗状況も含めてご説明させていただきます。

ご存じのように、平成14年に水質基準が一部変わりました。私どもで厚労省から鉛管対策をなさいと。それも鉛濃度が0.05から0.01にきつくなったということで、私どもも平成15年に実態調査をしたところであります。その時点で1万3,260件が鉛管のその対象になるということで、16年度から10カ年計画をもって、計画をしたところであります。20年度までに5年間ということで、現在、1万3,260のうち、4,246件ということで、20年度については、468件が20年度はやっております。

ただ、藤浦委員のおっしゃる鉛管対策事業として、先ほどの数字上がってますけど、それ以外に整備とか、いろんな配水管の給配水の維持管理事業の方で、管も切りかえしてますんで、そういった中に含まれる。それから、新しく給水申し込み、家の建てかえですね。そのときに、給水も申し込みがあったときには、元から直していただくと、そういうもろもろの分もありまして、大体、全体では400から500の件ということで計画をしておるところである。

ただ、10年間ということで、今後進みますと、最終年度には1年でもう1,000以上進んできますんで、それじゃ、うちの方も財政的にもちょっとしんどいかなということで、21年度の2月に再度見直しをかけまして、平成28年度まで3年間延ばしているところであります。そういった面で最終的には1万3,260件の解消ができるかなというふうにも考えております。

それから、20年度で進捗率が今現在、32%ということです。

○山本靖一委員長 東角課長。

○東角水道部参事 それでは、特別損失の内容についてご説明申し上げます。

まず、平成20年度に比べまして、特別損失は16.2%増の135万4,400円増となっております。その内訳でございますが、全体の件数といたしましては、平成19年度が504者ございました。平成20年度の決算では424者と。トータルでは人数ベースで申し上げますと、80者減っております。金額がふえております内容につきましては、水道料金の中におきまして、三つございませうちの一つでございます。

○東角水道部参事 まず、内容が三つございまして、水道料金の特別損失につきましては、転出不明等によるもの、それから、会社等の倒産によるもの、それから、ご本人の死亡によるというものが三つございまして、そのうち、会社等の倒産によるものが21者から19者と2者減少いたしました。1者の大口の倒産が314万9,274円ございまして、トータルではその分で、先ほど申し上げております135万4,400円の増につながっております。

○山本靖一委員長 林課長。

○林浄水課長 自己水と承認水量の減についてなんですけれども、平成19年度は798万トン、それで20年度に対しまして、20万トンの減という形で承認していただいております。また、21年度につきましても、20万トンの減ということで、758万トンという形で承認していただいております。

続きまして、施設整備なんですけれども、気曝槽の騒音対策といたしまして、気曝槽の上、FRPでふたをしまして、それで防音対策という形をとりました。それとろ過池の底盤ですけども、3号、

4号、5号、6号の底盤、地盤沈下のために底盤とのすき間がありましたので、そこへ注入いたしまして、底盤を固定するという工事をやりました。あと、1号と2号が残るのみとなっております。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 それでは、1番目の昨年の給水収益の減少は平成19年10月に行った値下げの影響をどれくらい受けているのかというご質問でございますが、平成19年10月1日付で、値下げを行いましたのは、2.4%でございます。それを金額に換算しますと、年間に直して5,730万円、平成19年10月1日実施でしたので、20年度値下げにより、給水収益の減少として表れた数字は、約2,865万円というふうに認識しております。

それから、給水原価が下がった要因でございますが、これは大きくは職員給与費、それから、支払利息、減価償却費、受水費、こういったものを削減いたしましたので、結果的に5円余りの給水原価の引き下げにつながったというふうに考えております。

それから、4番目の人件費でございます。平成20年度末で48人、平成19年度と比較しても、4人減っていると。業務的にどういう努力をしたのかというお問い合わせでございますが、人件費につきましては、平成20年度48人と申しまして、このうち、再任用職員が3人おりまして、合計51人の職員がおります。再任用、短時間勤務職員とあわせてですね。

それから、19年度は52人おりましたが、再任用、短時間勤務職員が1人ございましたので、合わせて53人から51人に減ったと。あと、2人の人員が実質減っているわけですが、この点

につきましては、非常勤職員の活用等によりまして、業務的には何とか仕事を推進できるように努力したところでございます。

それから、平成20年度の11月20日におきました千里丘4丁目で起きました漏水事故でございますが、この費用がどこに含まれているのかというお問い合わせでございます。

これにつきましては、細かく内容を申し上げますと、配水管の修繕代としまして、現地の修繕代で17万4,037円、それから、材料費が12万3,409円、それから、ガードマンの費用が10万6,200円、それから、路面復旧代で道路陥没復旧が2万1,753円、側溝の復旧等で123万9,000円、舗装の本復旧で137万2,350円ということで、配水管の修理と路面の補修で小計303万6,749円かかっております。

それから、竹の鼻ガードに軽トラックが突っ込みまして、その後、軽トラックが竹の鼻ガードの中ではないですけども、自宅に戻られたところ、車が動かなくなったということで、冠水による不調が起ったんですけども、これの補修費用が17万540円、それから、竹の鼻ガードそのものの清掃費用は111万3,000円、それから、貯水槽、これの修繕が合計44件ございまして、425万1,450円で、この修理代や清掃で小計553万4,990円かかっております。

それから、漏水洗管費で25万8,044円ほどかかっております。それから、濁り水の減免ですね、濁った水は捨ててくださいということで、減免させていただきました。これに138万9,971円ほどかかっております。この潜函と漏水と濁り水の減免で小計164万8,015円、それから、あと、職員が時間外

で対応いたしましたので、時間外手当等で118万1,208円ほどかかっております。したがって、合わせまして、合計1,140万962円、費用がかかったというふうに考えております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今、詳細にお答えいただきましたけども、まず、給水量の関連についてですが、意外に少なかったのかなという感覚でございまして、影響、水道料金値下げについては1,865万円程度でしたということでしたが、もうちょっと下げてもええのかなという感じもしますけども、これは今後はでもね、21年度から本格的にさらに多分、水需要は下がってくるということもありますのでね、そういうことも見きわめながら、しっかりとこの辺は運用を目指して頑張っていたきたいと思っております。本当はもう少し21年度の見通しも聞いておきたいところですけども、これはもう結構です。

それから、2番目の自己水の比率でございしますが、随分と下げてこられているなど。大阪府も皆さん頑張っていたからね、大阪府も応じていただいたんやと思っておりますが、20万トンずつ、21年では758万トンということでございますが。

これ、太中浄水場の能力としてはね、以前に聞いたところによりますと、400万トンは十分と能力はありますよということで、今回、20年度でも368万トンにとどまっている。これは全体の水需要が少ないですから、必要以上に上げることはできないわけですが、もっと下げるとは可能だなという感じがするんですけどね。

今、大阪府のその感触、それから、市の考え方、それから、今、クエスチョンなのは、府市合併という話が以前にあって、

まだ消えてないと思うんですけどね、水道については。これがまた、府市合併すると、水道料金に変化をするのかなということもありますし、WTC問題なんか一つのステップとなつてね、府市合併なんかも進むかもしれないなという、懸念はしているんですけど。

そういう意味ではね、下げれるものは早いこと下げといってもらった方が、ええのではないかという、私は感覚を持っているんですけど、今後の取り組みをどのように考えていらっしゃるのか、ご答弁をお願いします。

それから、給水原価でございます、3番目の。これも関連をしておりますから、それぞれの諸経費が下がって、収入が上がった。人件費が下がった。そういうことがこの水道原価につながってきているということであると思うんですけどね。一つ、大きな目安でもありますし、水道原価下げるとということについては、利益率がまた上がるということにもつながってきますから、これはさらにしっかりと取り組みを進めていただくということをお願いしておきたいと思っております。

人件費につきましては、そういうことなのかということでございます、その分、再任用の方と非常勤の職員さんが入られてね、そういうことで見かけ上、人数としては48となっているということだと思いますね。

これは当然、企業努力の中でね、業務効率化なんかもあわせて、この人員削減というのはしっかり取り組んでいかないといけないということになると思っておりますし、うちは自己水を持っていますのでね、太中浄水場を持っていますから、そこにも随分と人件費がかかっているということもあります。

これは突発的な考え方ですけども、将

来的にはね、こういう浄水場、太中浄水場なんかについては、民間委託ということも考えていくこともあるのかなと思っ  
ているんですけどね。検討課題となっているのかどうか、この辺の考え方、ある  
のかないか、一度、ご答弁ください。

それから、5番目の損失についてはわかりました。これはできたらこれもね、  
何件あって、そのうち、個人はこんな  
んで、会社は何件ですよというようなこと  
がわかれば、一番いいんですが、何か水  
道事業年報の中に入れてもらうか、何か  
で一遍、わかるようにしていてもうたら、  
質問せんでもいいので、これ、要望して  
おきたいと思います。

それから、6番目のこの水道管の破裂  
事故の件ですね。意外にやっぱり損失が  
出るんだなと、改めて実感しましたけど  
も、ちょうどこのときに12月議会の議  
論でいろいろされているんですけどね。  
いろいろ検証をしますということと言わ  
れてます、そのときに。それでこの38  
年経過した管が破裂をしたということが  
言うたことでして、38年って言うたら、  
まだ、これは40年大丈夫ですよとい  
うことになってたんですね。ところが38  
年で破裂をしたということで、これはな  
ぜ、こうなったのかということを検証し  
ますという答弁をされてますのでね、こ  
れについて、時間たちましたから、なぜ、  
38年の管がこの場所の管は破裂をした  
のかということで、検証ができてい  
るのであれば、結論が出ているのであれば、  
ご答弁ください。

それから、事故当時ですね、仕切弁が  
回らずに、回しとったら、途中でスピ  
ンドルが折れてしまったんやと、水を止め  
れなかったということも言われてました。  
これも検証しますということになってま  
したからね。この検証結果は出ているの

かどうか。

それから、このときに38年の管につ  
いての取りかえについても、検討します  
ということをおっしゃってますが、その  
方針みたいなものも、このまとまるに至  
ったのかどうか。

それから、地中に埋まった大口径管に  
ついての漏水調査についても、今後はど  
ういうふうにするのか方針を持たれたのかね。  
これもちょっと触れてもらっちゃいますか  
ら、そのことについても、大口径管を今  
後、どういうふうにするのかという  
ことの方針、これもまとまっている  
のかどうか、教えてください。

それから、その他、連絡体制のこと  
か、それから、初期の体制ですね、それ  
から、広報体制、今回も広報でも回って  
いただきましたけども、そういうこと  
か、再発防止と今後の教訓として、検証  
について、最終、どのようにまとめてい  
らっしゃるのかね。この際、教えていた  
だきたいと思います。

それから、あのときには、ちょうどね、  
私、連絡受けてから9時ごろからあ現場  
に行きまして、現場で見ました。ず  
っと12時過ぎまで見てたんですけども、  
その中で断水が始まったのがたしか9時  
頃というふうにおっしゃっていただけ  
ども、結果的にですよ。これは結果的に、  
各家庭の一番水が使われる時間って夕食  
の時間とお風呂に入る時間ですけど、そ  
の時間が外れていたということもありま  
してね、そういう意味では、特に子供を  
持つ家庭とか、もう食事が済んでたところ  
なんかもありまして、結果的にですよ、  
これは。そういう苦情が救われたかなと  
いう気がいたします。もし、早い時間にも  
う、7時とかに断水されとったらね、  
お風呂入れへんとか、ご飯の用意がで  
きへんとかいう苦情がもっと多かったよ

うに思うんですけども、その辺は不幸中の幸いだったかなというふうに、私は思っております。

私、千里丘ですから、家が。家の方からも電話ありましてね、水の出が悪いと、8時半ごろです。そやけど、もう一応、食事もふろも終わってたので、子供はですよ、子供は。まあまあそれでよかったかなというふうな感じも受けました。

そのときにね、気がついた。これは、協議会のときに言ったかもしれませんが、動力ポンプ持ってきてはったんですよ。動力ポンプを一生懸命回そうとしてはったんですが、回らへんのです。

整備が悪かったんかしれませんが。それは市のもんやったんか、どっちやったかわかりませんが、2台持ってきはって、2台とも回りませんでね、なかなか作業に移れなかったということが、僕の印象としては残ってますねん。備品はね、やっぱりいざというときに動くようにしとかへんかったら、意味がないので、そういうことも報告を受けていらっしゃると思うのでね、こういう備品の点検とか、更新せなあかんもんやったら、更新せなあかんで、そういう体制もちゃんとされているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、市役所の電話対応も大変やったと思うんですけどね。自治会長すら、このことをね、知らなかったということが事実としてあってね、聞いてこられた方もいらっしゃって、こういうときに、やっぱり地域のかなめである自治会長にも連絡がなかなかいってなかったということを、ひとつ地域の協力が得られなかった一つの原因であったのではないかとと思うんですけど、そういうことも含めて、まとめてご答弁をお願いしたいと思います。

それから7番目、浄水送水施設整備計画でございます。

随分前から、この計画をつくっていらっしゃって、31年までの施設整備、長くこれからも続いていくということになりますけども、以前にも議論の中でこの計画がですね、少しずつ遅らせてでも費用の圧縮というんですか、費用を抑えていくという考え方があって、実際に遅らせていただいたこともありますしね、遅らされたいうのも載ってましたけども、そういうこともやりながら、この経済状況ですからね。これからまだ黒字が続くとは限らないという状況でもありますし、毎年見直しながらね、少しでも遅らせるのであれば、もうちょっと我慢できるのであれば、我慢するところは我慢して進めていくという考え方もあるんだろうと思いますけども、そのことについてどうお考えでしょうか。

それから、防音工事をやっていただきました。これは近隣の方がちょうど向かいにマンションがありましてね。その方からも多く苦情があったこととございまして、水の音とはいえ、されど水の音ですね、大きな音なんです。特に上部の階の方では、水しぶきがかかるほどね、噴出してたときがありまして、音が非常にうるさいという声もありましてね。そういう意味では、ちゃんとやっていただいたということは感謝したいと思いますけども、そうすることによって、空気に触れるというのが一つの作業工程ですから、空気に触れて鉄分を酸化させて、鉄分を下に沈殿させるという作業がある中で、こうしたことによって、薬液の量を変えなあかんとかいうこと出てきてるのかなと、それともまた、蓋しただけじゃなくて、中にぴゅんと空気を送り込む装置をつけて、機能としては十分使えるように

なってるのか、もう少しその辺の機能としての部分、説明をお願いしたいと思います。

それから鉛管の、鉛給水管の取りかえについては計画わかりました。しっかり計画どおり頑張ってくださいますように、よろしく願いをしたいと思います。

○山本靖一委員長 原課長。

○原工務課長 6番目の事故の件なんですけど、昨年、委員長の方からも、検証しなさいということで、一定管割れの本管をもって、調査をある業者に依頼しました。それで、管割れの時点においては、いろんなケースが考えられると、一つは老朽化、それから一つは土質の関係、もう一つはやっぱり一時的な衝撃荷重と、ほか、いろんな考え方、要素も考えられますけど、主にその3点が考えられるということで、あの管を見ていただいて、報告受けてるのは、管の割れ方として、一時的な外圧というか、荷重がかかったんだらうと、それが一番重いだらうという話も受けてます。報告は受けてます。ただ、38年間たってますので、老朽等もあろうかなというふうにも考えております。

それから、事故のスピンデルの件なんですけど、一定仕切弁という、委員も多分現場で見られてご存じだと思いますが、頭にこういうスピンデルを差してキーを差した中で回します。それが荷重的に、ある程度のオーバーすれば、本体に支障ないような形で、本体が傷みますので、ある程度の余分な荷重をかけたときに、スピンデルが飛ぶような形が現在の仕切弁の体制になっています。ただ、先ほども言うてましたように、38年間経過してますので、老朽の原因も多分あろうかというふうに考えております。

それから、21年度の計画も含めてど

うななんと、あれ以降、私ども今年度の予算に載せさせていただいておるように、複線化を計画しまして、21年度、もう1本、300、200を引いて、もう1本のルートを描画しております。これは21年度工事で施工する予定であります。それが済めば、昨年11月20日のルートについては22年度、これ、来年度の工事にそのルートを再度やりかえまして、耐震化にしながら、今先ほどおっしゃってられます仕切弁等も最新型の仕切弁に変えていきたいなというふうに考えております。

それから、漏水調査はどうなにかということで、21年度については、いろんな形で漏水も出ますので、漏水調査、27.5キロ、漏水調査の委託をかけました。来年度についても、35キロ予定しております。これは幹線を主にやって、その調査が終われば、摂津市内のブロックを小ブロック化しながら、ブロックの中でまた漏水調査をしていきたいなというふうに考えております。

それから配水ポンプの件なんですけど、維持管理的に日ごろどうなにかということで、かえって、うちも、見ましたら、あれは混合油なんで、混合油については、一たん終わったら抜くということが原則らしいです。長年ずっと入れてましたんで、それでかかりにくかったと。あれ以降は、混合油全部、エンジン関係は抜いてます。再度使うときに混合油を入れて、ということでしてますので、整備も含めて今きれいにやっています。

それから、連絡関係の自治会長の件なんですけど、これ、千里丘1丁目から7丁目までの自治会長、私自身で連絡をさせていただきました。たまたま会長さんがおられないところについては、奥さんなりご家族をお願いをして、こういうこ

とで千里丘で事故が起こってるという、濁りと水圧低下があれば、9時過ぎても断水しますんで、ご迷惑かけるけど、対応をお願いしますということで一応電話させていただきました。

○山本靖一委員長 林課長。

○林浄水課長 大阪府の承認水量なんですけども、21年度で758万トン、それとですね、太中の自己水、大体約1日に1万トンちょっとという見込みを立てておりますので、年間365万トンプラスアルファというような感じになってきますので、21年度、20万トン減が一番、これ以上下げたらちょっとしんどいかなという形でございます。

それと、平成25年度に3号井戸の更新が計画に入っておりますので、その井戸が更新されますと、また少し大阪府の減量も可能かと思えます。

それと、施設整備についてですけれども、計画表の中では、31年の計画を持っておりますけれども、また、これを内容的にいろいろ精査いたしまして、一応31年度で区切りをつけたいと、このように思っております。

それと、気曝槽の防音装置についてですけれども、完全にFRPでふたをいたしましたので、ファンによって給気して、またファンによって排気してるというような形をとっております。それと、薬品費でございますけれども、工事が始まる4月の時点では5万2,510キログラム、それと3月、工事終わった時点で2万1,961キログラムという形で、差し引きいたしますと、3万558キログラムの減になっております。ですから、これを見ますと、約半分ぐらいの減少になろうかと思えます。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 それでは、まず、先ほ

ども浄水課長の方からも答弁ございましたが、自己水と府営水の関係でございますが、数年前は年間400万トンを超えるような自己水の浄水能力を持っておったんですけども、少しずつ井戸が細くなってきてまして、先ほど、浄水課長申し上げましたように、1日1万トン強ぐらいの水しか上がらなくなってきているということでございます。今後はですね、私ども、水需要は年間、うっかりしたら20万トン以上、水需要が減ってしまいます。ですから、この水需要が減ってしまう分をそのままほっておくつもりはありません。もし減ったままほっておきますと、自己水をどんどんどんどん減らしていかないといけなくなりますので、水需要の減少を勘案しながら、承認水量の削減を府と協議してまいりたいというふうに考えております。

また、平成25年に3号井戸の更新するのは計画として持っておりますけれども、それ以前もですね、ほかの井戸についてもしゅんせつ作業等は、要はメンテですね、そういったものはして、自己水の量をできるだけ減らさないように努力していきたいというふうに考えております。

それから人件費でございますが、人件費に絡んで、将来、太中浄水場等の民間委託は検討されてないのかというお問い合わせでございます。私ども、もう数年前からですね、技能労務職員の退職時不補充、それから一般の職員については退職時4割不補充というような方針で、本庁の方からそういう方針立てられて、水道もそれに従って、不補充等を行ってきております。

先ほどもありましたように、20年度末で48人の常勤職員と、再任用職員さらに3人おりますけれども、再任用、短時間勤務職員3人おりますけれども、やはり

太中浄水場の運転監視業務等につきましては、人がいよいよ21年度末の退職者等を関勘案しますと、いよいよ足りなくなってきました。これ、補充するか、あるいは民間委託するかというようなところまで来ております。私ども現在、太中浄水場の運転監視業務の部分的な委託ですね、全部委託は考えておりませんが、夜間の例えば運転監視業務を委託すると、民間委託するというようなことを今検討しているところでございます。

それから事故のときの連絡体制、こういったことについて十分検討されたかと、この間の経験を生かされるようなことを、生かすような形をとられてるかというような問いだったと思いますが、私ども、去年の11月20日に事故起こって以降、12月9日には、水道部でこういう事故が起こったときの外部の関係団体、例えば自治会長でありますとか、あるいは市民への連絡ですね、それは市民には広報車による広報、それからインターネットのホームページによる周知、そういったことを行うと、自治会長には電話連絡等を行うということを決めております。

それから内部的にはですね、市長や私どもの広報、秘書課の広報担当ですね、そういったところにも連絡をとると、それから市議会の議長さん初め、建設常任委員各位にも連絡をとると、それからあと、庁内の連携体制をとるために総務防災課あるいは消防署でありますとか、あるいは道路課あるいは教育委員会、そういったところと連絡をとるように、そういうフロー図を作成して、危機管理計画とともに保存して持っております。

今後は、できる限り、このフロー図をもとに、市民あるいは関係各位への連絡をスムーズに円滑に行ってまいりたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 府市一元化の問題で今の到達点、わかる範囲で報告してください。

○乾水道部次長 大阪府と大阪市の統合につきましては、平成21年9月2日に今後の統合協議の進め方について府・市合意事項というのが発表されております。その合意内容は、大阪市の案を内容とした混セッション型指定管理者制度導入に向けて関係先の理解を得るよう、府・市双方が協力するとか、あるいは府は9月中旬までに、実際はおくれましたけども、府営水道協議会への説明会を開催できるよう調整を行うといったことが合意されております。

あと、関係先ですから、市町などとも調整をして、さらに検討されるということになっているというふうに思っておりますけども、実際、府・市統合が、あるいはコンセッション型指定管理者制度がすぐに進むのかどうかというのは、私の方ではちょっと、微妙な問題もいろいろありますので、具体的にいつごろかというのは、まだ予測できない状況でございます。

ただ、私どもは、つい最近ですけども、この府・市統合に関連する市町村の意見といたしましてね、私ども水道部の意見といたしまして、承認水量はこれまで大阪府が柔軟に対応してきていただけたけれども、府・市統合してコンセッション型指定管理者制度等を導入されても、承認水量の柔軟な運用というのは維持していただきたいということを申し出ること府営水道協議会の方へ連絡させていただいております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 もう最後にさせていただきます。

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

ざいます。自己水の比率についてはわかりました。これはまたこれから鋭意努力をしていただくということでお願いしておきたいと思います。

それから人件費の関連で、今、部分的な委託も検討されているということでございますし、これは当然給水原価を下げていくという意味から、また経営をより効率を上げていくという意味からも、鋭意検討していただきたいと思いますので、お願いしておきます。

それから、去年の事故に対する検証につきましても答弁していただきましたけれども、38年を超えた管の取りかえについて検証されて、これは衝撃やと、一つ大きな部分は衝撃だと。だからあそこは確かに車はたくさん通りますから、交通量が多いですからね、そう言われれば納得のできるところもありますし、そして、38年間経過してる管でも、そういう交通量の激しいところについては、一部取りかえを前倒しで始めるんだとかいう方針も、まあまあこれは調査してからになるのかもわかりませんが、そういう計画も持っていらっしゃるのかどうかも実は聞きたかったんですけど、これはちょっと、もしそこまでも調査した結果、38年間でも、既にもう取りかえる計画になってますよということであれば、この点だけお示してください。

そのほかについてはしっかりね、今後再発したときにもきちっと対応していただけますように、日ごろから緊張を持って対応していただきますようお願いしておきたいと思います。

施設の整備につきましては、31年までに片をつけたいということですけどね、そういう、今時点はそうかもしれませんが、これは来年、再来年の経済情勢とか、いろんなことをかんがみながら、こ

れもまた柔軟に対応していただいて、どうしてもせにゃならんものはせなあきませんけども、ちょっとおくらせるものもあると思いますから、そういうものを勘案しながら、少しでも支出を抑えていくということをお願いしておきたいと思います。

○山本靖一委員長 原課長。

○原工務課長 38年間の部分でもやるんかということでありまして、私ども平成34年まで整備計画を立てております。その中で、当然耐震管率も、この38年度とは耐震管ではありませんので、そういうことも精査しながら、できるだけ基幹管路を優先的に、特に施設の出たところですね、送水所、浄水場なりの管路を優先的に、38年であっても前倒しをしながら、特にそういうところ、基幹管路を中心的に計画を立てておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午後2時53分 休憩)

(午後3時25分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

質疑のある方、野原委員。

○野原修委員 それでは、数点質問させていただきます。ダブるかと思ひますので、視点を變えて質問させていただきますと思ひます。

まず薬品費であります、平成16年、17年、18、19、20と見ておりますと、1,200万円、1,400万円、1,500万円、1,400万円、1,850万円という形で、本年度、特に1,854万2,140円という形で聞いております。これは気曝槽の関係もあろうかと思ひます。また、石油製品の値上げとか、そういう形もあろうかと思ひますから、この辺の理由をお聞かせいただき

たいと思います。

続きまして特別損失、先ほども質問ありました。一応平成18年が356万円、18年が616万円、平成19年が835万7,225円、平成20年が971万1,625円と、この間、いろんな努力はされてこられたとは思いますが、その辺の、19年から20年に対して、どういう過去の反省を踏まえて取り組みをされたか、お聞かせください。

3番目、給配水管維持管理事業の修繕業務委託料630万円に対しまして、平成16年のときに62件、平成17年46件、平成18年43件、平成19年は43件、平成20年はどのようになっておるのか、また平成19年ですかね、これは事業組合が解散されて、その後、平成20年1月に親睦という形の組合が再結成されたように記憶しておりますが、そことの連携はどのような形をとられているのか、お聞かせください。

責任水量に関しましては結構です。

以上3点だけお願いします。

○山本靖一委員長 原課長。

○原工務課長 修繕委託料なんですけど、ご存じのように、待機料いうことで、今でしたら競争入札1社いうことで、それについては平成19年度43件いうことで、20年度については41件、内訳としまして、41件のうち22件が土・日に偏ってます、内訳としては。修繕委託料については、内訳としてはそういうことです。

○山本靖一委員長 東角参事。

○東角水道部参事 特別損失に関しまして、料金の徴収をどのように、平成19年度から平成20年度にかけてされていますかというご質問でございますが、ご承知のように、この経済不況によりまして、特別損失そのものは企業の倒産であ

りますとか、あるいは個人のリストラなどによって増加してる現状がございます。

その中で、まず、平成19年度につきましては、236件の給水停止通知を出させていただいて、それまでに未納に対するお知らせの通知を、ご承知のとおりでございますが、まず2カ月の期限を超過いたしますと、督促状を出させていただきまして、さらにそれで未納の場合につきましては催告書を出させていただいております。

その後、戸別訪問を何度か繰り返しますが、やはり未納の場合につきましては、未納のお知らせ通知を出させていただきまして、それから給水停止の予告通知を出させていただいて、最終的には給水停止通知というような形になりますが、平成19年度は236件の通知を発行しており、平成20年度につきましては、292件の給水停止の通知を送付させていただいております。

特別徴収の対象者がおられまして、そこから個別に電話でありますとか、それから戸別訪問でありますとか、未納のお知らせを通知するまでに何度かご自宅を訪問させていただくなり何なりさせていただきまして、最終的には平成20年度292件の給水停止通知を送付させていただいて、最終的に平成20年度は47件の給水停止を実施させていただいております。金額で申し上げますと、年間約、給水停止に伴いますものといたしましては、3,000万程度の料金徴収の努力をさせていただいております。

また、何度か訪問させていただいても未納の場合につきましては、水道部の方にお越しいただきまして、1回でお支払いできない場合が多いことがございますので、分割制約をしていただいて、何とか過年度分についての、あるいは滞納繰

り越し分についての未納分を追いつくような形でお支払いしていただくと、そのような努力をさせていただいております。

また、先ほど申し上げております戸別の訪問でございますが、安威川以南、安威川以北を1名ずつ分かれまして、年間、1カ月にざっと100件程度を回っていただきますので、2人でざっと2,000件ほどを回っていただいております。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 薬品費なんですけれども、この薬品費につきましては、毎年約6社による競争見積もり合わせによって単価契約を結ばせていただいておりますが、単価が、例えば平成16年度でしたら、次亜塩素酸ナトリウムが1キロ当たり15円97銭、ポリ塩化アルミニウムが15円、液体苛性ソーダが5円98銭だったんです。ところが平成20年度は、次亜塩素酸ナトリウムが31円72銭、ポリ塩化アルミニウムが21円48銭、液体苛性ソーダが10円45銭というふうに倍近く上がっているものが二つ、それから1.5倍ぐらいに上がっているのが一つ、こういう状況にございまして、薬品費が年々少しずつ上がってきて、結局こういう20年度の結果になってるんですが、今後はですね、ようやく薬品費の上昇も一息ついてるような状況でございます。また、気曝槽に防音工事といいますか、ふたをしましたので、気曝をしっかりとできますので、液体苛性ソーダなどの使用量が減少すると思います。したがって、薬品費の今後の金額ですか、これは横ばい程度になるのかなというふうに思っております。

それから水道の組合ですが、水道は、いわゆる旧公認の水道工事業者さんは、摂津水道工事協同組合という組合を設

立されておられたんですが、それが解散されまして、平成20年1月1日付をもって摂津市水道工事協同組合ということで、これは任意団体でございますが、10社をもって結成されておられます。

その後、この組合とは災害時等ですね、以前、協同組合であったときと同様に、災害時等については、私ども水道事業に協力いただくようお願いしております。口頭では心よく、発足当時からお返事をいただいていた、協力する旨のお返事をいただいていたんですが、正式に21年2月、ですから20年度末ですね、末近くになりまして、文書で、書面をもって災害時の協力体制に関する届け出ということで、摂津市水道工事協同組合は、災害時の緊急事態に対して、摂津市水道部と協力体制をとり、復旧作業等に従事することをお届けしますというふうな文書をいただいております。

したがって、今後ともですね、水道工事協同組合とは、災害時等の連携を密にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 薬品費に関しましては、今、水量も減ってきているという形で、そして、今後の考え方としては、下がってくるというような考え方でいいんでしょうか。その辺、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それと、特別損失に関しまして、一応今お聞きしたところによると、停水ということで、平成19年は236件、そういう案内を出して、平成20年には292件出して、実際には47件、停水という形の処分をとられたという形で、これを停水という処分を出せば、今、この差し引きの人は、来庁されるなり、分割なり一括して払われたという形に、こま

での一応、多分水道の場合は、時効は2年でしたかね。その辺、もう一度確認させてほしいんですけど、その時効2年という形のところまでに、追いかけるときにぎりぎりでこういう形のものをされるのか、早目、早目にそういう形の何年目というか、何カ月目でこういう停水というような形の督促をされるのか、その辺、再度、お聞かせさせていただきたいと思います。

それで、2名で大体年間2,000件ぐらいを回っていただいて、そういう徴収業務に当たってもらってるという形なんですけど、これは多分営業時間内に行かれてるんか、もしくは土・日とか夜間とかいう形になったら、要するに特殊勤務手当じゃないわ、超勤を出すような形にもなってるのかどうか。また、そういうことになれば、これを徴収業務を民間委託するような考え方はあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、今、修繕業務委託のところ、各旧公認の方と新たな災害の協定書を結ばれて、対外的には、そういう形で危機管理というのを協力してもらえんというようにご答弁やったと思います。それに関して一つ、危機管理という形でお聞きしたいんですけど、平成20年度でしたかね、千里丘ガードに300ミリの管を入れて、そういう作業をされたというように記憶しておるんですが、これは将来的には自己水をそういうところへ流して、千里丘方面はそういう自己水で賄うという形をとられるような形があるのかどうか。また、先ほどの原課長のご答弁のところ、危機管理というんか、そういう漏水に関しては、複線化という形の工事を今後進めるといってご答弁がございましたが、その辺との整合性はどうなっているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

思います。

○山本靖一委員長 東角参事。

○東角水道部参事 まず、3点ございませううちの、時効が成立するまでに未納徴収を早目にされていますかというご質問でございますが、おっしゃるように、平成15年10月10日の最高裁判所の判決を受けまして、水道料金につきましては、私法上の債権というような解釈が出ておるところでございます。ただ、日本水道協会からのQ&Aでもお示しがされてますように、実際には、政策推進課で、たしか平成20年5月22日から債権の整理部会というようなものが発足しております。実際には、債権の放棄と申しますのは、地方自治法上の議会の議決を要することとなっておりますので、現在5年の経過をもって、例えば特別損失を上げております。

ですので、まず1点目につきましては、実務上は、他市におかれましては、2年でやるところもないことはないのですけれども、この判決を受けても、なおかつ5年間で不納欠損を上げているというところが多いというのが現状でございます。

それから、2点目の夜間、土・日はどうされてますかということでございますが、夜間、土・日につきましても、例えば給水停止あるいは分割制約のご相談をお受けできるような形で職員が勤務しておりますので、そちらの方で対応ができます。それから、給水停止につきましては、特別徴収対象者につきましては、これにつきましては、営業課の方で、現状では6名体制で1日3時間、8時15分まで残らせていただいて、それで閉・開栓あるいはその場での精算、あるいは窓口へ来ていただいての精算というふうな形をさせていただいております。この超勤

につきましては、人件費の中で上げさせていただいておるところでございます。

それから、3点目の徴収業務についての民間委託についてはどのように考えてますかというご質問でございますが、まず、平成21年の2月に出されました摂津市行財政改革第3次実施計画でございますが、その中で、民間的経営手法の導入ということで、今後、閉・開栓業務の委託化などを考えていくというようなことが挙げられております。

それから、全国的な傾向といたしましては、最近、包括的民間委託と申しまして、委員がおっしゃるような形で、例えばお客様窓口でありますとか、検針業務あるいは施設管理などと複合的にあわせた形で包括的民間委託というものが言われ出しているところがございます。ただ、現状、いろいろと調べますと、なかなか10万人以下の規模の都市では、個別にやむを得ず業務を委託する場合はございますが、業者さんの方で、なかなか今度は逆にペイしないというようなことがございまして、現状では難しいのではないかと考えております。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 薬品費なんですけれども、平成20年度の薬品類の単価でございますが、先ほど申し上げましたように、次亜塩素酸ナトリウムが31円72銭、ポリ塩化アルミニウムが21円48銭、液体苛性ソーダが10円45銭、これが21年度はですね、液体苛性ソーダは36円15銭で、約5円近く上がっております。それから、ポリ塩化アルミニウムは1円50銭ほど値下がりしております。それから、液体苛性ソーダの方は13円74銭ですので、3円余り値上がりしております。

したがって、この液体苛性ソーダ

につきましては、気曝槽にふたしましたので、使用量が大幅に減少します。ですから、これは薬品費の引き下げ要因になりますけれども、まだ単価がこのように少し上がってるものもございまして、今後はですね、私ども希望といたしましては、何とか横ばい程度にはおさまってもらいたいというふうに考えておるところでございます。

それから、千里丘ガードの300ミリ管の布設に伴う活用ですけれども、これにつきましては、もともと300ミリ管布設したのは、太中浄水場の自己水の区域を千里丘地域に広げられるようにというのが第1点でございます。それからもう1点は、千里丘送水所の更新の費用を抑制したいということが2点目でございます。それから、あともう1点は、やはり太中浄水場からも水が送れる。千里丘送水所からも水が送れるということで、危機管理上、これは有効であるというこの3点、この3点の考え方によってこの300ミリの管を布設しておるわけでございますけれども、昨年、大きな千里丘地域で漏水事故、濁り、断水が起りました。したがって、その300ミリの管を今後どのように生かしていくかということですね、いきなり300ミリの管をあけて水を流しますと、大きな濁りが発生したりする危険がございます。住民感情からすれば、去年濁らせて、断水させて、ことした例えばバルブをあけて濁らせてしまうということになれば、もう大変なことになりますので、私ども、この300ミリの管の活用について、その時期も含めて、慎重に今検討を行っているところでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 今のところで1点だけ、その300ミリ管のところで、さっきの

複線化のとのこと、どういう兼ね合いがあるかだけ、もう1回ご答弁お願いしておきたいと思います。

それと薬品費は一応6社入札ということで、これは特殊な薬品になるんで、一般の物品とは全然違うような形で入札で、そやけど、一応競争入札という形で、今後もそういう形で取り組んでいただいて、少しでも抑えるような形に取り組んでいただきたいと思います。

不納欠損に関しましては、今、いろいろな取り組みをなされているという形のところでは、十分理解できるんでありますが、これはもう毎年ふえてくるという形のものであります。そういった意味で、これは多分収納率とすれば、0.0何%レベルのところまで十分努力されてやっておられるのは理解しておりますが、これはやはり限りなくゼロに近いような形にもっていかれるような工夫を再度お願いしたいと思います。

それだけ、1点だけご答弁お願いしておきます。

○山本靖一委員長 原課長。

○原工務課長 千里丘のガードの300ミリと、先ほど言いました千里丘送水所の複線化の件なんですけど、当然、複線化すれば、もとの昨年割れました管は22年度に改修ということで計画立てておりますけど、もう一つは、将来的に吹操場跡地の問題、これから千里丘駅前再開発の問題も出てきますので、そういった面では、今後推計を考えながら、その一つは、承認水量、府の、それとの抱き合わせも考えながら、再度、次長が言うたとおりに、再度検討しながら、今後やっていきたいなというふうにご答弁をしておりますので、危機管理の面から、今でも水張ってますんで、送ろうと思えば十分送れますけど、そういう濁りの関係も含めて、

水圧のバランスを一遍考えながら、徐々にやっぱり考えていきたいなというふうにご答弁をしておりますので、よろしくご答弁をお願いします。

○山本靖一委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時50分 休憩)

(午後3時55分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長

討論なしと認め、採決いたします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午後3時56分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により  
署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 木村勝彦